

内水面漁業生産統計調査における  
民間競争入札実施要項

平成26年7月

農林水産省

## 目 次

1	内水面漁業生産統計調査の概要	1
2	内水面漁業生産統計調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質	3
3	内水面漁業生産統計調査の契約期間	9
4	民間競争入札に参加する者に必要な資格	10
5	民間競争入札に参加する者の募集	10
6	落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法	12
7	内水面漁業生産統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示	15
8	民間事業者が使用できる国有財産に関する事項	16
9	契約により民間事業者が講ずべき措置等	16
10	契約により民間事業者が負うべき責任	19
11	法第7条8項に規定する評価に関する事項	20
12	その他の実施に関する必要事項	20
別紙1-1	内水面漁業生産統計調査 都道府県別調査対象数及び調査員数	22
別紙1-2	(参考)過去の調査方法別調査対象数	23
別紙2	内水面漁業生産統計調査の流れ図(平成26~30年の実施方法)	24
別紙3	調査対象配布用品一覧	25
別紙4-1	内水面漁業漁獲統計調査 内水面漁業協同組合等名簿	26
別紙4-2	内水面養殖業収穫統計調査 内水面養殖業経営体名簿	27
別紙4-3	3湖沼漁業生産統計調査 3湖沼調査対象名簿	28
別紙5	内水面漁業生産統計調査に御協力いただいている皆様へ	29
別紙6	内水面漁業生産統計調査 調査拒否等報告	31
別紙7	内水面漁業生産統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業及び調査対象からの回答データ取得作業の手順	32
別紙8	内水面漁業生産統計調査 問合せ・苦情等対応状況	33
別紙9	内水面漁業生産統計調査 調査票回収・督促状況	34
別紙10	内水面漁業生産統計調査 審査事項一覧表	35
別紙11	内水面漁業生産統計調査 疑義照会状況	47
別紙12	内水面漁業生産統計調査 内水面漁業・養殖業生産量に関する情報	48
別紙13	従来の実施状況に関する情報の開示	49

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

このことを踏まえ、農林水産省は、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された内水面漁業生産統計調査に係る統計調査関連業務（以下「本業務」という。）について、同基本方針に従い、本実施要項を定めるものとする。

### 1 内水面漁業生産統計調査の概要

内水面漁業生産統計調査は、内水面漁業・養殖業の生産に関する実態を明らかにし、内水面漁業振興対策等の水産行政の資料及び社会的情報基盤の整備を目的としており、平成21年調査からは民間競争入札により民間事業者が本業務を実施している。

	内水面漁業 漁獲統計調査	内水面養殖業 収穫統計調査	3湖沼漁業 生産統計調査
調査の対象	（平成26年～29年調査） 漁業権の設定等が行われている全ての河川及び湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）を調査範囲として実施した調査結果（平成25年）に基づき、年間漁獲量50トン以上の河川及び湖沼並びに年間漁獲量50トン未満の河川及び湖沼であっても、農林水産省大臣官房統計部長が国の施策上、毎年の調査が必要として指定した河川及び湖沼（以下「主要河川・湖沼」という。）を管轄する内水面漁業協同組合又は主要河川・湖沼で内水面漁業を営む漁業経営体	全国のます類、あゆ、こい及びうなぎを養殖する全ての内水面養殖業経営体（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）	琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱う全ての水揚機関、漁業経営体及び養殖業経営体

	(平成30年調査) 漁業権の設定等が行われている全ての河川及び湖沼(琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。以下「全ての河川・湖沼」という。)を管轄する内水面漁業協同組合又は全ての河川・湖沼で内水面漁業を営む漁業経営体		
調査の規模 (別紙1-1参照)	(平成26~29年調査) 約750調査対象 (平成30年調査) 約1,220調査対象	約1,720調査対象	約130調査対象
調査時期	(3調査共通) 調査年の翌年1月から3月まで		
調査事項 (詳細については、別紙10参照)	(1) 魚種別漁獲量 (2) 天然産種苗採捕量	(1) 魚種別収穫量 (食用) (2) 魚種別種苗販売量	(1) 漁業種別魚種別漁獲量、天然産種苗採捕量 (2) 養殖魚種別収穫量 (3) 魚種別種苗販売量
調査方法	(3調査共通) 内水面漁業協同組合、水揚機関、漁業経営体及び養殖業経営体(以下これらを「調査対象」という。)が次のいずれかの方法から選択して実施する (1) 調査員が調査対象から調査事項を聞き取り、調査票に記入する方法 (2) 調査票を郵送により配布し、調査対象が記入した調査票を郵送又はFAXにより回収する方法 (3) 政府統計共同利用システムオンライン調査システム(以下「オンライン調査システム」という。)を使用して調査票を配布・回収する方法		

## 2 内水面漁業生産統計調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

### (1) 内水面漁業生産統計調査に係る請負業務の内容

内水面漁業生産統計調査における実査準備（調査関係用品の印刷、調査対象への協力依頼・確定、調査員の確保・指導）、実査（調査関係用品の配布、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票の回収・督促）、審査（調査票の審査、調査対象への疑義照会）、集計（調査票データの集計、統計表の作成、内水面漁業・養殖業生産に関する情報の作成、審査）、調査対象への謝礼支給とする（業務の流れについては、別紙2参照）。

#### ア 業務実施期間

平成26年11月1日から平成31年8月31日まで（平成26年調査分から平成30年調査分まで）とする。

#### イ 農林水産省からの貸与物件

農林水産省からの貸与物件は、次に掲げるものとする。

- (ア) 農林水産省大臣官房統計部長が定める内水面漁業生産統計調査要領
- (イ) 内水面漁業協同組合等名簿、内水面養殖業経営体名簿及び3湖沼調査対象名簿（毎年、調査対象年翌年1月上旬頃に12月末日現在の名簿を貸与する。）
- (ロ) 内水面漁業生産統計調査 照会対応事例集（以下「照会対応事例集」という。）
- (ハ) 内水面漁業生産統計調査 審査事項一覧表（以下「審査事項一覧表」という。）（別紙10）
- (ニ) 平成25年調査結果  
回収した調査票の審査を実施する際に、前年の調査結果を比較するためのもの（調査対象個別データ及び全国・都道府県別・河川湖沼別結果表データを電子媒体により貸与する。）
- (ホ) 内水面漁業生産統計調査 集計プログラム  
集計プログラムは、MicrosoftExcel2003以上で動作するマクロである。
- (ヘ) オンライン調査システム利用手順書
- (ヘ) ワンタイムパスワードトークン（「政府統計共同利用システム」にアクセスする際に必要となるワンタイムパスワード（認証のため1回に限り使用できる使捨てのパスワードをいう。）を生成する機器をいう。）
- (ケ) オンライン調査システム操作ガイド

#### ウ 業務の引継ぎ

農林水産省は、民間事業者が本業務を開始するまでの間に、業務内容を明らかにした書類等により民間事業者に必要な業務の引継ぎを行うものとする。

また、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、農林水産省は9の(1)の報告等を基に次期事業者へ引継ぎを行うものとするが、業務終了前に民間事業者に対し引継ぎに必要な資料を求めた場合は、民間事業者はこれに応じるものとする。

#### エ 業務内容

本業務における業務内容は以下のとおりであるが、民間事業者は定期的に農林水

産省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めるものとする。

(7) 実査準備

a 調査関係用品の印刷（11月から12月まで）

民間事業者は、次に示す項目に留意して調査関係用品の印刷を行うこととする。

(a) 調査対象に配布する調査関係用品（別紙3参照）のうち印刷を要するものについて農林水産省が提供した原稿を基に作成・印刷すること。

(b) 各調査関係用品の印刷に当たっては、農林水産省の指定した仕様（紙質、色など）を使用すること。

見本については、入札説明会において示すものとする。

(c) 調査対象に配布する調査関係用品における本調査の実施機関名は「農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局」とすること。

b 調査対象への協力依頼・確定（1月）

民間事業者は、調査対象年の翌年1月上旬頃に農林水産省が貸与する「内水面漁業協同組合等名簿」（別紙4-1）、「内水面養殖業経営体名簿」（別紙4-2）及び「3湖沼調査対象名簿」（別紙4-3）に示された調査対象の全てに対し、調査の趣旨、調査内容等の説明を行い、調査への協力を依頼し、調査対象を確定するとともに、調査関係用品の配布・調査票の回収方法を確認する。

その際、インターネットが整備されている調査対象については、オンライン調査についても積極的に協力を求めることとし（別紙5）、オンライン調査を希望する調査対象があった場合は農林水産省に連絡する（農林水産省はシステム設定作業の一部を行う。）。

なお、オンライン調査導入促進の方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）にその具体的な内容を記述するものとする（平成24年調査におけるオンライン調査システムの利用割合は、約0.3パーセント）。

また、民間事業者において調査への協力を得ることが極めて困難と判断された調査対象については、速やかに「内水面漁業生産統計調査 調査拒否等報告」（以下「調査拒否等報告」という。）（別紙6）に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告し、当該調査対象からの調査への協力が得られるよう、農林水産省が民間事業者と連携して対応するものとする。

c 調査員の確保・指導（11月から12月まで）

民間事業者は、民間事業者自ら調査員を確保し、調査員の仕事の内容、調査員としての心得、調査の進め方、調査票の記入・審査の仕方、報告の仕方など、必要な教育（研修）等を実施する。

(4) 実査

a 調査関係用品の配布（1月）

民間事業者は、オンライン調査を選択した調査対象以外には、(7)のbで確認した方法で、調査対象に対し調査票、返信用封筒及び調査票記入要領（「調査票の記入に当たって」、「調査票の記入の仕方」）を配布する。

また、オンライン調査については、「システム利用手順書」に基づきID、パスワードを設定の上、「システム操作ガイド」に添付し配布する。

b オンライン調査システムの回答者情報登録（1月）

民間事業者は、「システム利用手順書」及び「内水面漁業生産統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業及び調査対象からの回答データ取得作業の手順」に基づき回答者情報等の登録作業を行う（別紙7参照）。

なお、情報セキュリティ対策を講じた作業場所並びにADSL等のブロードバンド環境及び固定IPアドレスを民間事業者で準備することとし、システム環境については次表のとおりとする。

OS（オペレーティングシステム）	Windows7、Windows Vista、MacOS X v10.7、MacOS X v10.6、MacOS X v10.5、MacOS X v10.4
ブラウザ	Internet Explorer9、Internet Explorer8、Internet Explorer7、Safari6、Safari5、Safari4、Firefox15、GoogleChrome 21.0
PDF利用ソフト	Adobe Reader 8.0以上

c 調査対象からの問合せ、苦情等の対応（随時）

民間事業者は次の事項に基づき調査対象からの問合せ、苦情等の対応を行う。

- (a) 調査対象からの調査内容等に関する照会に適宜回答すること。
- (b) 調査対象からの問合せ、苦情等については、照会対応事例集に基づき、「問合せ、苦情等対応マニュアル」を作成し、本業務開始までに農林水産省の了解を得た上で、これにより対応すること。
- (c) 問合せ、苦情等の対応状況については「内水面漁業生産統計調査 問合せ、苦情等対応状況」（別紙8の様式による。以下「問合せ、苦情等対応状況」という。）に取りまとめ、9の(1)に定める報告期日までに農林水産省に電子メールにより提出すること。

また、オンライン調査システムを使用する場合の問合せ、苦情等の対応については、「システム操作ガイド」に基づき行うこと。

d 調査票の回収・督促（1月から2月まで）

民間事業者は次により調査票の回収・督促を行う。

- (a) 調査対象から指定した期日までに調査票を回収するとともに、未回収の調査対象に対し、督促を行うこと。

オンライン調査による場合は、オンライン調査システム上で回答データの取得の作業を行う（別紙7参照）。作業の手順については、「システム利用手順書」を参照する。

また、提出期限までに調査票を提出することが困難なことが判明した場合は速やかに調査拒否等報告に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報

告し、指示を受けるものとする。

(b) 調査票の回収・督促方法は、民間事業者が設定することとし、提案書にその具体的な内容を書き込むこと。

(c) 調査票の回収・督促状況を「内水面漁業生産統計調査 調査票回収・督促状況」（別紙9の様式による。以下「調査票回収・督促状況」という。）に取りまとめ、9の(1)に定める報告期日までに農林水産省に電子メールにより提出すること。

(ウ) 調査票の内容審査及び調査対象への疑義照会（1月から3月まで（概数取りまとめ）、6月から8月まで（確定値取りまとめ））

民間事業者は、提出された調査票の内容について、審査事項一覧表（別紙10）に基づき、記入漏れがないか確認するとともに、漁獲量等の妥当性等について確実に審査を行い、疑義がある場合は調査対象に対して照会を行い、調査票の内容を必要に応じ修正する。

確定値取りまとめ時においては、概数取りまとめ以降に調査票の内容に変更がないか、調査対象へ確認を行い、変更が生じた場合は、審査事項一覧表に基づき、漁獲量等の妥当性等について確実に審査を行い、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を行い、調査票の内容を修正する。

また、調査対象に対する照会の状況は「内水面漁業生産統計調査 疑義照会状況」（別紙11の様式による。以下「疑義照会状況」という。）に取りまとめ、9の(1)に定める報告期日までに農林水産省に電子メールにより報告する。

(エ) 調査票の電子化・集計、統計表の作成・審査・報告（2月から3月まで（概数取りまとめ）、7月から8月まで（確定値取りまとめ））

民間事業者は、審査が終了した調査票について、別途提示するファイルフォーマット（入札説明会において提示）に基づき電子化し、電子化したデータと調査票の突合チェックを行う。なお、確定値取りまとめ後の調査票及び電子化したデータをカにより農林水産省に提出する。

チェック終了後、電子化したデータを農林水産省が貸与する内水面漁業生産統計調査集計プログラムを用い集計し、「全国・都道府県別・河川湖沼別結果表」（以下「結果表」という。）を作成する。作成した結果表について、審査事項一覧表に基づき、漁獲量等の妥当性等について確実に審査を行う。また、審査後の結果表について、画一的な秘匿措置を行い（調査対象の数が3未満の場合、当該数値を記号に変換）、カにより農林水産省に提出する。

また、調査票の備考欄に記入された漁業生産量の増減理由等の情報を整理し、都道府県別に「内水面漁業・養殖業生産量に関する情報」（別紙12）を作成し、カに定める期日までに農林水産省に提出する。

なお、統計表の作成方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、提案書にその具体的な内容を記述する。

(オ) 調査対象への謝礼支給

民間事業者は、(ア)で確定した3湖沼漁業生産統計調査の調査対象のうち、往復郵送調査、FAX調査及びオンライン調査の方法による自計調査により調査を

実施した調査対象に対し、調査終了後速やかに、謝礼として平成20年度に国が調査対象に支払った金額（2,300円）の謝金の支払い、又は謝金相当の謝礼品の支給を行うこととし、実額（謝金代又は謝礼品代）を農林水産省が負担する。

なお、年間の謝金支払額（支払件数）、謝礼品支給額（支払件数）及び受領辞退調査対象数について事業報告書に記載する。

オ 情報セキュリティ管理

- (7) 情報漏えい防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、その責任者を置くとともに、セキュリティマニュアルを作成して適正な調査情報の管理を行うものとする。

なお、セキュリティマニュアルについては提案書と併せて提出し、農林水産省の審査を受けること（特に、前年・当年調査票、内水面漁業協同組合等名簿、内水面養殖業経営体名簿及び3湖沼調査対象名簿については細心の注意を払う。また、オンライン調査システムを使用するパソコンや作業場所のセキュリティ対策、電子メールで報告する際のセキュリティについては必ず記入する。）。

- (イ) 調査関係用品、納入物件以外に作業過程で作成し、不要となった帳票、電子媒体等は、契約終了時までには裁断、粉碎等により廃棄するものとする。
- (ウ) 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、その後の対応方針について協議するものとする。

カ 納入物件及び納入期日

納入物件及びその納入期日については、次の表の左欄に掲げる納入物件についてそれぞれ同表の右欄に定める期日とする。納入は電子媒体（調査票（確定値の審査が終了したもの））にあつては、これに加えて紙媒体）によるものとし、このほか、農林水産省の執務用・保存用として、調査対象配布用品一覧（別紙3）に掲げるものの印刷物一式を印刷終了時に5セット納入する。

なお、期限日が土日休日の場合は、その前日とする（以下同じ。）。

全国・都道府県別・河川湖沼別結果表	調査年の翌年3月25日（概数） 調査年の翌年8月25日（確定値）
内水面漁業・養殖業生産量に関する情報 （別紙12）	調査年の翌年3月25日（概数） 調査年の翌年8月25日（確定値）
調査票（確定値の審査が終了したもの）	調査年の翌年8月25日

(2) 業務受託に関する留意事項

ア 民間事業者は、本業務を実施するため、調査関係書類を厳重に管理する保管庫、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所を用意する。

イ 民間事業者は、「農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局」という名称を用いて実査、督促、照会対応等を実施する。

また、民間事業者は、調査対象からの調査票の返送先を自ら必ず確保するとともに、契約締結後速やかに、調査票の返送先の住所及びFAX番号を農林水産省に報告する。

ウ 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するため、農林水産省との連絡・調整を行う担当者を設置する。

担当者は業務履行時間内（平日9時から18時まで）においては、速やかに農林水産省と連絡・調整がとれる状態を保つこととし、農林水産省との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。

エ 本業務の実施に当たり、実査や審査を実施する者、調査票や個人情報が記された書類等を取り扱う者等に対し、調査内容や守秘義務等の遵守事項について十分理解できるように研修を事前に行う。

研修の内容及びスケジュールについては、毎年11月までに農林水産省の了解を得るものとする。

オ 民間事業者が調査員による調査を実施する際には、調査員を確保するとともに、必要な研修等を実施する。

また、調査員からの疑義照会に対し対応できる体制を整えることとする。

なお、農林水産省の登録調査員の利用を希望する場合には、農林水産省から登録調査員に対し民間事業者への情報提供の可否を確認し同意が得られた登録調査員を紹介するが、民間事業者が雇用する調査従事者の調査活動時に起こった事故などの補償に対しては、民間事業者の責任において対応する。

カ 天災地変等の影響により、調査対象数が減少する可能性があるが、この場合、調査対象数については別途民間事業者に連絡する。

(3) 業務遂行に当たり確保されるべき質

本業務を実施するに当たり確保されるべき質として求められるものは、次に掲げるとおりである。

ア 本業務の実施に当たり、農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。

イ 照会対応業務においては、民間事業者が作成する問合せ、苦情等対応マニュアルに沿って対応すること。

ウ 本調査は全数調査であり、調査の対象となる調査対象を漏れなく確実に調査することにより、網羅的かつ正確な統計を作成する必要がある。

したがって、調査対象の全てから調査協力を得られるようにし、一連の業務（督促業務等）を通じ、調査票の回収率は100パーセントを達成すること（民間事業者の責に依らない理由（廃業等による連絡不能等）により、農林水産省が調査不能と判断した調査対象を除く。）。

エ 調査票、全国・都道府県別・河川湖沼別結果表及び内水面漁業・養殖業生産量に関する情報については報告期日までに報告するとともに、審査事項一覧表の審査項目全てについて確実に審査を行うこと。

なお、調査票、結果表等の審査については、民間事業者は、次の(7)及び(4)について、農林水産省の依頼に応じ、迅速かつ的確に対応すること。

(7) 農林水産省が調査票データ、集計値等の確認を求めた場合は応じること。

(4) 農林水産省から疑義照会を受けた場合は、必要に応じて調査対象に疑義照会を行

い、修正が生じた場合には調査票の内容の修正を行うこと。

(4) モニタリングの方法について

農林水産省は、業務の実施に当たり確保されるべき質の確保状況について、2の(1)の力の納入物件及び9の(1)による報告により確認する。

(5) 契約金の支払について

ア 契約の形態は請負（単価）契約とし、契約金額のほか、調査対象への謝金又は謝金相当の謝礼品支給額の代金は別途農林水産省が負担する。

イ 調査対象への謝金又は謝金相当の謝礼品支給額については、請求時に支払った実額（以下「実額支払分」という。）を証明できる書類（領収書、振込証明書等）を添付するものとする。

ウ 契約金の支払い（実額支払分を含む。）については、調査年の翌年3月及び8月の年2回とする。

支払いに当たり民間事業者は、9の(1)に示す報告、2の(1)の力に示す納入物件及び業務の完了を確認できる書類を農林水産省に提出し、検査に合格したときは、調査実施対象数に契約単価（3月は契約単価の90パーセント、8月は契約単価の10パーセントに相当する額）を乗じて得た金額（ただし、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）及び実額支払分を書面をもって農林水産省に請求するものとする。

農林水産省は提出された書類に基づき、業務の適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。

なお、適正な業務がなされていない場合には、農林水産省は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払は行わない。

(6) 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次に掲げる場合は、速やかに業務の改善策（農林水産省への提案を含む。）を作成の上提出し、農林水産省の承認を得た上で当該改善策を実施するものとする。この場合において民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、農林水産省に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

- ① 民間事業者が業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保及び向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合
- ② 農林水産省が、2の(1)の力の納入物件や問合せ、苦情等対応状況の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

3 内水面漁業生産統計調査の契約期間

契約期間は、平成26年11月1日から平成31年8月31日までとする。

#### 4 民間競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること（なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約又は役務等契約に係る指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の調査・研究において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (6) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- (7) 入札説明会に参加し、入札事項等の説明を受けた者であること。
- (8) 実施要項の検討に当たり、外部有識者から意見を聞く場合、当該外部有識者又はその者が属する民間事業者でないこと。

#### 5 民間競争入札に参加する者の募集

##### (1) 民間競争入札に係るスケジュール

ア 入札公告	平成26年7月8日
イ 入札説明会（第1回）	平成26年8月1日
（第2回）	平成26年8月28日
ウ 入札説明会終了後の質問期限	平成26年9月2日
エ 入札書類提出期限	平成26年9月8日
オ 入札書類の評価	平成26年9月18日
カ 開札	平成26年9月24日
キ 契約の締結	平成26年10月下旬頃
ク 業務の引継ぎ	契約締結後、速やかに

## (2) 入札実施手続

### ア 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、農林水産省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、農林水産省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び農林水産省からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

### イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類、提案書、「表1 評価項目一覧表」の提案書項目番号欄に該当する提案書の項番号を記載したものと及びセキュリティマニュアルを提出することとする。

なお、入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（実額支払分を除く。）の108分の100に相当する金額を記載することとする。

また、法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付することとする。

### ウ 提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、6で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

なお、農林水産省が民間事業者の創意工夫による設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については提案書に記載する。

#### (ア) 実施計画

(イ) 実施体制・設備・環境

(ロ) 組織の専門性

(ハ) 本業務従事予定者の研修

(ニ) セキュリティ対策

(ホ) 調査関係用品の印刷・配布

(ヘ) 調査への協力依頼及び調査対象への謝礼支給

(セ) 問合せ、苦情等対応

(ゼ) 調査票の回収・督促

(エ) 調査票の審査・疑義照会対応

(オ) 調査票データの電子化及び集計、統計表の作成、審査及び報告

### エ セキュリティマニュアルの内容

セキュリティマニュアルには、次に掲げる事項を必ず記載することとする。

(ア) 前年・当年調査票、内水面漁業協同組合等名簿、内水面養殖業経営体名簿及び3湖沼調査対象名簿についての管理体制

(イ) オンライン調査システムを使用するパソコンや作業場所のセキュリティ対策及び電子メールで報告する際のセキュリティ対策

6 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

- (1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「表 1 評価項目一覧表」のとおりとする。

表1 評価項目一覧表

提案書の目次		評価項目	評価の観点	得点配分			提案書頁番号
大項目	中項目			必須(基礎点)	加点	加重	
<b>1 実施計画</b>							
1.1	実施計画	・実施計画(スケジュール)は、農林水産省の示す要件が満たされているか。 ☆・業務手順について、効率的に業務を実施するための工夫が示されているか。	基本的な調査実施計画 調査の効率化	10 -	- 9	- 3	
<b>2 実施体制</b>							
2.1	実施体制・設備・環境	・本業務を遂行可能な人数が確保されているか。 また、業務増加時の人員の補助体制が確立されているか。 なお、再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。	基本的な組織体制	3	-	-	
		・調査に対応できる調査員を確保する計画が記載されているか。また、実査時において的確に配置できる方法が具体的に記載されているか。		3	-	-	
		・支出に係る証書書類等の整理、保管体制等を有しているか。	基本的な設備環境	3	-	-	
		・本業務を実施する場所及び設備環境(調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット等)について十分な実施体制が用意されているか。		3	-	-	
		・統計調査に精通した責任者を適正に配置しているか。 ・農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	統計調査の知識と体制の柔軟性	-	9	3	-
2.2	組織の専門性	・業務遂行に当たり、内水面漁業・養殖業の生産・流通関係の基本的な知識(内水面漁業・養殖業についての用語、生産・流過程等の知識)を有しているか。	専門性	-	12	4	
		・電話による督促、問合せ、苦情対応の業務を行うに当たっては、テレマーケティング業務の実務経験を有する者を配置することとなっているか。	処理能力	-	3	1	
		・類似調査事業の受託実績があり、組織又は本業務従事予定者に調査に関する専門知識、ノウハウ等があるか。	実務実績	-	9	3	
		・ISO9001の認証を受けているか。注1)	資格	-	3	1	
2.3	本業務従事予定者の研修	・教育(研修)のプログラムの概要が必要な内容を含むか(内水面漁業生産統計調査について、秘密の保護についてなど)。	研修のプログラム	4	-	-	
		☆・研修の計画に工夫が示されているか(研修方法、研修時間など)。	研修計画	-	6	2	
		☆・統計調査(調査項目)の特徴や特性が理解される工夫が示されているか。		-	9	3	
2.4	セキュリティ対策	・農林水産省の示すセキュリティ管理の要件が満たされているか。	基本的なセキュリティ	3	-	-	
		・プライバシーマークの認証を受けているか。注1)。		-	3	1	
		・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けているか。注2)	万全なセキュリティ	-	6	2	
		・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。		-	3	1	
<b>3 個別業務の実施方法</b>							
3.1	調査関係用品の印刷・配布	・印刷・配布の手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-	
		☆・調査関係用品の誤配を防ぐ工夫が示されているか。	調査票等配布業務の質	-	6	2	
3.2	調査への協力依頼及び調査対象への謝礼支給	・調査対象への調査の協力依頼、謝礼の支給についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-	
		☆・調査対象へ調査内容をわかりやすく説明し、調査協力が得られるための工夫が示されているか。	調査への協力依頼業務の質	-	9	3	
		☆・オンライン調査の導入促進の工夫が示されているか。	効率化	-	6	2	
3.3	問合せ、苦情等対応	・調査対象からの問合せ、苦情等の対応についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-	
		☆・調査対象からの問合せ、苦情等に迅速かつ適切な対応を行うための体制と工夫が示されているか。	問合せ、苦情等対応の工夫	-	9	3	
3.4	調査票の回収・督促	・調査票の回収・督促の手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-	
		☆・調査票を確実に回収(100%)するための創意工夫による設定がされているか。	調査票の回収・督促業務の質	-	12	4	
3.5	調査票の審査・疑義照会対応	・調査票の審査、疑義照会の手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-	
		☆・審査・疑義照会を迅速・的確・確実に行うための工夫が示されているか。	調査票の審査業務の質	-	9	3	
		☆・農林水産省からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫が示されているか。	効率化	-	6	2	
3.6	調査票データの電子化及び集計、統計表の作成、審査及び報告	・調査票データの電子化及び集計、統計表の作成、審査及び報告についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-	
		☆・調査票データの電子化、統計表を正確・迅速に作成・審査・集計するための工夫が示されているか。		-	9	3	
		☆・農林水産省からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫が示されているか。	効率化	-	6	2	
<b>4 その他</b>							
4.1	農林水産省が創意工夫を求めている項目以外の創意工夫の事項	☆・その他、業務を効果的・効率的に実施するための創意工夫が示されているか。	その他	-	3	1	
				47	153		
☆ 新規性・創造性・効率性を求める項目				99	-	99	
実施体制、実績を評価する項目				101	47	54	
技術点合計				200	47	153	

必須(基礎点)の評価については、「項目に該当する点数」または「0点」により評価、加点については、加点項目ごと3点満点で0~3点の4段階により評価

注1)この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…3点 で評価を行う  
注2)この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…6点 で評価を行う

落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が本業務の目的・趣旨に沿い、かつ、実行可能なものであるか（必須項目として評価する）、また、効果的なものであるか（加点として評価する）について行うものとする。

ア 必須項目審査

農林水産省は、入札参加者が提案書に記載した内容が「表1 評価項目一覧表」上の「必須（基礎点）」を満たしていることを確認する。全て満たしている場合は合格として基礎点（47点）を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

イ 加点項目審査

必須項目審査で合格になった入札参加者に対して、「表1 評価項目一覧表」上の「加点」の項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるかという観点から入札参加者の企画提案を評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を比較し、各入札参加者に対して「表2 審査基準」により0点から3点までを付与する。

各入札参加者の得点は、各評価者の得点に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。（満点153点）

表2 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

(2) 落札方式及び得点配分

ア 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高いものを落札者とする。

- (ア) 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- (イ) 「表1 評価項目一覧表」に記載される要件のうち必須とされた項目を全て満たしていること。

イ 得点配分

得点配分は、「表3 得点配分」のとおりとする。

技術点に関しては、新規性、創造性、効率性を求める項目の配分を99点、実施体制、実績を評価する項目の配分を101点とする。

表3 得点配分

技術点（必須項目：基礎点）	47点
技術点（加点項目：加点）	153点
価格点	100点

#### ウ 技術点の算出

基礎点は、必須とされた項目（最低限の要求要件）について全て満たす場合は47点とし、1つでも満たしていない場合は0点とし失格とする。

また、加点について複数の評価者がいる場合は、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する（小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる）。

#### エ 総合評価点の計算

次によるものとし、総合評価点は、数値の最も高い者が明らかになるまで算出する。

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分×（1－入札価格÷予定価格）

### (3) その他

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「(2) エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い1者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。  
また、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない農林水産省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ウ 農林水産省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

### (4) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

## 7 内水面漁業生産統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示

内水面漁業生産統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」（別紙13）のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法

8 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項

民間事業者がオンライン調査による調査票の受理等に使用するための政府統計共同利用システムへのアクセス権を付与する。

9 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告

2の(3)で設定した本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、民間事業者は、次の表の左欄に掲げる事項について同表の中欄に掲げる期日までに農林水産省に報告する。

また、農林水産省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

報告事項	報告期日	備 考
調査拒否等報告	随時報告	別紙6の様式によること。
問合せ、苦情等対応状況	年1回 調査年の翌年3月25日	別紙8の様式によること。
調査票回収・督促状況	年1回 調査年の翌年3月25日	別紙9の様式によること。
疑義照会状況	年2回 調査年の翌年3月25日（概数）、調査年の翌年8月25日（確定値）	別紙11の様式によること。
勤務体制表	年1回 調査年の翌年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務担当者の配置実績及び勤務体制を記載すること。</li> <li>・ 各工程の管理責任者の氏名、所属及び連絡先を記載すること。</li> <li>・ 督促・審査及び苦情対応に係る業務の担当者の氏名及び所属を記載すること。</li> <li>・ 調査票等に係る業務の管理体制、調査票等の保管体制及び調査票等の管理・保管の状況を記載すること。</li> </ul>
事業報告書		年間の謝金支払金額（支払件数）、謝礼品支給額（支給件数）及び受領辞退調査対象数について記載すること。
平成26年調査	平成27年8月25日	
平成27年調査	平成28年8月25日	
平成28年調査	平成29年8月25日	
平成29年調査	平成30年8月25日	
平成30年調査	平成31年8月25日	

(2) 調査

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するため、(1)の報告やア及びイによるモニタリングの結果等から必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする農林水産省の職員は、検査を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ア 民間事業者への電話等（適宜）

農林水産省から民間事業者へ電話等により、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々な質問を投げかけることで、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。

イ 不正行為の有無の確認（適宜）

民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査対象に農林水産省から不正行為の有無を確認する。

(3) 指示

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、(2)の調査結果等により必要があると認められるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

このほか、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことを可能とする。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずるものとする。民間事業者（法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の本業務に従事している者及び従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(7) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(4) 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あ

らかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

イ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、調査対象に対する謝礼を除き、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

ウ 宣伝行為の禁止

(7) 民間事業者又はその職員その他の本業務に従事している者及び従事していた者は、「農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課」や「内水面漁業生産統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合を除く。）及び当該自ら行う業務が内水面漁業生産統計調査の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

(4) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

エ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査対象と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

オ 記録・帳簿書類の保管

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

カ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

キ 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

ク 再委託

(7) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(4) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

(7) 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けなければならない。

(4) 民間事業者は、(4)又は(7)により再委託を行う場合には、民間事業者が農林水産省に対して負う義務を的確に履行するため、再委託先の事業者に対し上記「(4) 秘密の保持」及び本項（「(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置のアからク」）に規定する事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先か

ら必要な報告を徴収することとする。

(オ) 再委託先の事業者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(カ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。

#### ケ 請負内容の変更

民間事業者及び農林水産省は、本業務のさらなる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

#### コ 契約の解除

農林水産省は、請負契約書に定めるところにより民間事業者が次に該当する等の場合は、契約を解除することができ、解除した場合は、民間事業者に違約金を納付させる。

(ア) 法第22条第1項に該当するとき。

(イ) 暴力団又は暴力団員を役員等としていることが明らかになったとき。

(ウ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

#### サ 契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と農林水産省とが協議するものとする。

### 10 契約により民間事業者が負うべき責任

(1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 農林水産省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、農林水産省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

- (3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、「2(1)カ 納入物件」に定める納入期限を遅延したときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき契約金額の年5パーセントの割合で計算した額を農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

## 11 法第7条第8項に規定する評価に関する事項

### (1) 実施状況に関する調査の時期

農林水産省は、内閣総理大臣が評価を行うに当たり必要な情報を得るため、本業務の実施状況について、平成30年8月31日時点における状況を調査するものとする。

### (2) 調査の実施方法

農林水産省は、9の(1)の報告等を基に、(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較・分析すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する(数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する。)。併せて経費削減が達成されたかを確認する。

### (3) 調査項目

農林水産省は、次に掲げる項目について調査するものとする。

ア 9の(1)の報告に係る事項

イ 調査票及び統計表の検証状況(農林水産省からの照会対応等の件数・内容等)

ウ 実際に本業務の実施に要した経費(調査対象への謝礼支給等が完了した時点)

### (4) 意見聴取等

農林水産省は、必要に応じ民間事業者及び調査対象から意見の聴取等を行うことができるものとする。

### (5) 実施状況等の提出

農林水産省は、本業務の実施状況等については、評価を行うため、報告様式に従い平成30年11月を目途に内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。なお、農林水産省は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

また、必要に応じて農林水産省入札等監視委員会とも情報を共有するものとする。

## 12 その他の実施に関する必要事項

### (1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受けることがある。

(2) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成19年法律第53号）その他関係法令を遵守する。

特に、統計法は第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずる。

(3) 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(4) 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

ア 法第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

イ 正当な理由なく、法第27条第1項の規定による指示に違反した者

(5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、(4)の違法行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して(4)の刑が科されることとなる。

(6) 官民競争入札等監理委員会への報告

農林水産省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

また、法第45条に基づき官民競争入札等監理委員会から求められた場合は、事業の実施状況等について官民競争入札等監理委員会へ報告又は資料の提出を行うこととする。

(7) 農林水産省の監督体制

ア 本契約に関する監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

イ 本業務の実施状況に係る監督は、9の(2)により行うこととする。

(8) 公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会

農林水産省は、業務実施状況の評価等を行うに当たり専門技術的知見を得るために、外部有識者3名を構成員とする「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」を開催することとする。

## 内水面漁業生産統計調査 都道府県別調査対象数及び調査員数

内水面漁業漁獲統計調査は、5年周期で漁業権の設定等が行われている全ての河川・湖沼を調査範囲とした調査を実施し、中間年は5年周期の調査結果を基に選定した主要河川・湖沼を調査範囲として調査を実施している。

平成26～29年は中間年の年に当たり、直近で主要河川・湖沼を対象に調査を実施した24年調査の調査対象数から試算した下表「E」欄と同数程度が調査対象数となる。

平成30年は5年周期の年に当たり、直近で全ての河川・湖沼を対象に調査を実施した25年の調査対象数から試算した下表「F」欄と同数程度が調査対象数となる。

※調査対象である漁協や養殖業者の統合、新規・休廃業により、調査対象数には変動があり得る。

		内水面漁業生産統計調査								
		内水面漁業 漁獲統計調査		内水面養殖業 収獲統計調査	3湖沼漁業 生産統計調査	調査対象数 計		調査員数		
		(平成24年) 主要河川・湖沼 を調査 (3湖沼を除く) A	(平成25年) 全ての河川・ 湖沼を調査 (3湖沼を除く) B	(平成25年) ます類、あゆ、こい 及びびうなぎを調査 (3湖沼を除く) C	(平成25年) 琵琶湖、霞ヶ浦 及び北浦を調査 D	(参考) 内水面漁業 漁獲統計調 査がAの時 E =(A+C+D)	(平成25年) 内水面漁業 漁獲統計調 査がBの時 F =(B+C+D)	(平成24年) 内水面漁業 漁獲統計調 査がAの時 民間事業者 実査	(平成25年) 内水面漁業 漁獲統計調 査がBの時 民間事業者 実査	
全	国	計	738	1,267	1,597	119	2,454	2,983	118	123
東	北	北海道	45	117	36	-	81	153	-	4
		宮城	19	34	28	-	47	62	1	2
		青森	23	64	20	-	43	84	3	3
		岩手	54	71	51	-	105	122	6	3
		秋田	15	27	29	-	44	56	5	3
		山形	43	52	58	-	101	110	6	2
		福島	45	60	36	-	81	96	2	3
東	関	埼玉	11	12	10	-	21	22	3	9
		茨城	20	27	16	72	108	115	4	5
		栃木	22	25	41	-	63	66	2	3
		群馬	43	48	40	-	83	88	2	2
		千葉	15	21	6	-	21	27	-	-
		東京	32	39	26	-	58	65	1	1
		神奈川	8	11	14	-	22	25	1	-
		山梨	10	18	32	-	42	50	3	3
		長野	25	31	107	-	132	138	7	6
		静岡	8	28	111	-	119	139	5	4
北	陸	石川	11	24	19	-	30	43	1	2
		新潟	19	40	38	-	57	78	2	2
		富山	7	18	19	-	26	37	2	3
		福井	7	20	11	-	18	31	2	2
東	海	愛知	18	22	154	-	172	176	6	4
		岐阜	35	36	100	-	135	136	2	3
		三重	32	48	23	-	55	71	2	3
近	畿	京都	12	17	13	-	25	30	3	2
		滋賀	2	20	33	47	82	100	2	2
		大阪	3	6	-	-	3	6	-	1
		兵庫	2	21	13	-	15	34	2	3
		奈良	20	23	13	-	33	36	1	2
		和歌山	7	14	21	-	28	35	2	2
		岡山	13	19	23	-	36	42	3	1
中	国	鳥取	3	5	10	-	13	15	2	2
		島根	5	9	14	-	19	23	1	3
		広島	15	22	27	-	42	49	3	2
		山口	4	16	13	-	17	29	1	2
		徳島	25	35	60	-	85	95	5	6
		香川	-	1	15	-	15	16	2	2
		愛媛	5	12	22	-	27	34	3	3
		高知	9	22	34	-	43	56	3	2
		熊本	6	19	45	-	51	64	1	1
		九	州	福岡	12	18	30	-	42	48
佐賀	5			12	6	-	11	18	2	1
長崎	-			1	7	-	7	8	-	2
大分	6			15	31	-	37	46	3	3
宮崎	16			49	80	-	96	129	3	3
鹿児島	1			18	60	-	61	78	6	3
沖	縄	-	-	2	-	2	2	-	-	

## (参考) 過去の調査方法別調査対象数

## 平成22年調査

	調査員	郵送	オンライン	FAX
計	919	1,553	2	164
漁獲調査	34	582	1	106
養殖調査	842	900	1	46
3湖沼調査	43	71	-	12

## 平成23年調査

	調査員	郵送	オンライン	FAX
計	777	1,688	14	48
漁獲調査	117	581	4	23
養殖調査	619	1,030	8	25
3湖沼調査	41	77	2	-

## 平成24年調査

	調査員	郵送	オンライン	FAX
計	1,097	1,369	7	17
漁獲調査	435	284	3	13
養殖調査	579	1,048	4	4
3湖沼調査	83	37	-	-

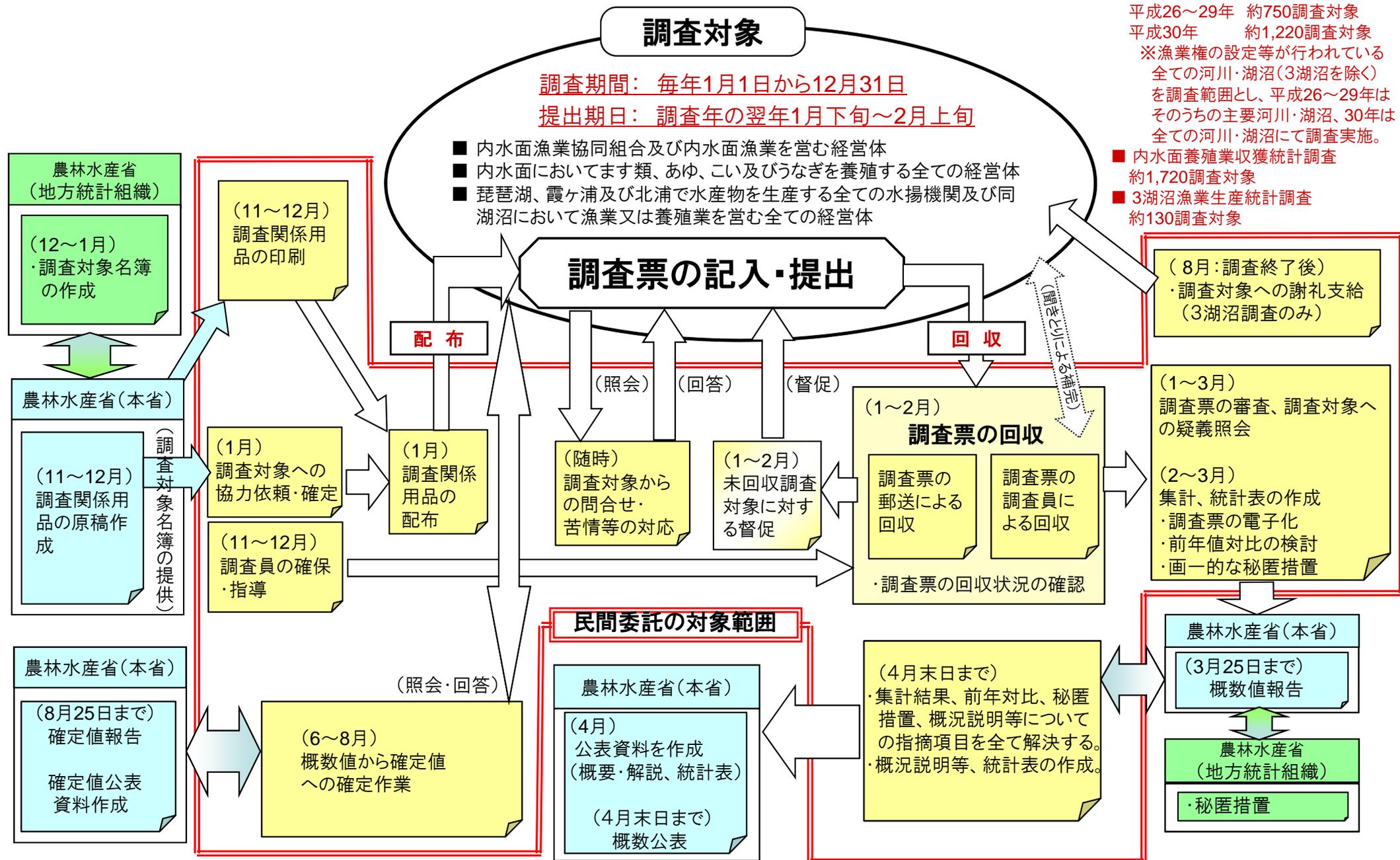
## 平成25年調査

	調査員	郵送	オンライン	FAX
計	1,405	1,541	9	16
漁獲調査	860	395	2	9
養殖調査	461	1,111	7	7
3湖沼調査	84	35	-	-

※民間事業者により調査員、郵送、オンライン、FAXのうち、調査対象が選択した方法で調査を実施した。

# 内水面漁業生産統計調査の流れ図（平成26～30年の実施方法）

## 全体の流れ



## 調査対象配布用品一覧

調査関係用品番号	関係用品・作成物	農林水産省からの貸与	印刷の要・不要	原稿渡し(月)	調査対象への送付時期	積算内訳
<b>内水面漁業漁獲統計調査・内水面養殖業収穫統計調査・3湖沼漁業生産統計調査共通</b>						
1	調査への御協力のお願 (調査員回収調査用)	○	○	11	1月	(平成26～29年)450(漁獲調査対象数)+620(養殖調査対象数)+90(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,223 (平成30年)730(漁獲調査対象数)+620(養殖調査対象数)+90(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,517
2	調査への御協力のお願 (往復郵送調査用)	○	○	11	1月	(平成26～29年)300(漁獲調査対象数)+1,100(養殖調査対象数)+40(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,517 (平成30年)490(漁獲調査対象数)+1,100(養殖調査対象数)+40(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,717
3	送付用封筒(調査関係用品送付用)	×	○	×	1月	(平成26～29年)750(漁獲調査対象数)+1,720(養殖調査対象数)+130(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=2,735 (平成30年)1,220(漁獲調査対象数)+1,720(養殖調査対象数)+130(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=3,229
4	返信用封筒 (往復郵送調査用)	×	○	×	1月	(平成26～29年)300(漁獲調査対象数)+1,100(養殖調査対象数)+40(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,517 (平成30年)490(漁獲調査対象数)+1,100(養殖調査対象数)+40(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,717
5	オンライン調査への御協力のお願	○	○	11	1月	(平成26～29年)750(漁獲調査対象数)+1,720(養殖調査対象数)+130(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=2,735 (平成30年)1,220(漁獲調査対象数)+1,720(養殖調査対象数)+130(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=3,229
6	オンライン調査システム操作ガイド	○	○	11	随時	オンライン調査を選択した調査対象に配布
7	オンライン調査用ID・パスワード	×	×	×	随時	オンライン調査を選択した調査対象に配布
<b>内水面漁業漁獲統計調査</b>						
8	調査票の記入の仕方 (内水面漁業漁獲統計調査票)	○	○	11	1月	(平成26～29年)750(漁獲調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=793 (平成30年)1,220(漁獲調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,286
9	内水面漁業漁獲統計調査票	○	○	11	1月	(平成26～29年)750(漁獲調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=793 (平成30年)1,220(漁獲調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,286
<b>内水面養殖業収穫統計調査</b>						
10	調査票の記入の仕方 (内水面養殖業収穫統計調査票)	○	○	11	1月	1,720(養殖調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,811
11	内水面養殖業収穫統計調査票	○	○	11	1月	1,720(養殖調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,811
<b>3湖沼漁業生産統計調査</b>						
12	調査票の記入の仕方 (3湖沼漁業生産統計調査票)	○	○	11	1月	130(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=142
13	3湖沼漁業生産統計調査票	○	○	11	1月	130(3湖沼調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=142

※積算内訳は、平成24年調査における調査対象の意向を踏まえた調査方法別比率を基に試算したものであり、今後実際に調査を行う際の調査方法ごとの調査対象数についても、調査対象の意向を反映するため、これと一致するとは限らない。







内水面漁業生産統計調査に御協力いただいている皆様へ

農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局

日頃より、内水面漁業生産統計調査に御協力いただき誠にありがとうございます。  
います。

本調査は、内水面漁業・養殖業の生産に関する実態を明らかにし、内水面  
漁業振興対策等の水産行政の資料及び社会的情報基盤の整備を目的として実  
施しており、今後とも調査に対する御理解と御協力をお願いいたします。

さて、本調査は、パソコンを利用したインターネットによる御回答（以下  
「オンライン調査」と称します。）が可能となっております。オンライン調査  
には、裏面に記載しました特徴（メリット）がございますので、オンライン  
調査への皆様の御協力をお願いします。

つきましては、オンライン調査に御協力いただける方は、下記のお問合せ  
先に御連絡をいただきますようお願いいたします。後日、「オンライン調査シ  
ステムの操作方法」等を配布させていただきます。

**【お問合せ先】**

農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局

TEL:

担当者:

## オンライン調査の御案内

### ◇ オンライン調査の特徴

#### ○ 全ての作業がパソコン画面上で行えます。

調査に関する全ての作業がパソコン画面上で行えますので、調査票の記入・郵送事務等が必要なくなります。

#### ○ 皆様の御都合の良い時間に御回答いただけます。

調査期間中、1日24時間、皆様の御都合の良い時間に御回答いただけます。

#### ○ セキュリティは確保されます。

このシステムでは、ログイン用のIDが、個別に配布されます。  
このIDで御回答いただきましたデータについては、不正アクセスから厳重に守られます。  
なお、インターネット上のデータの送受信は、暗号化(SSL方式)によって保護され、外部に漏れることはありません。

### ◇ オンライン調査に必要な機器環境について

オンライン調査を行うには、以下のインターネット接続環境及びパソコン環境が必要です。

#### ○ インターネット接続環境

ISDN回線以上であれば特に問題なく御利用いただけますが、より快適に御利用いただくためにはADSL等のブロードバンド環境を推奨します。

#### ○ パソコン環境

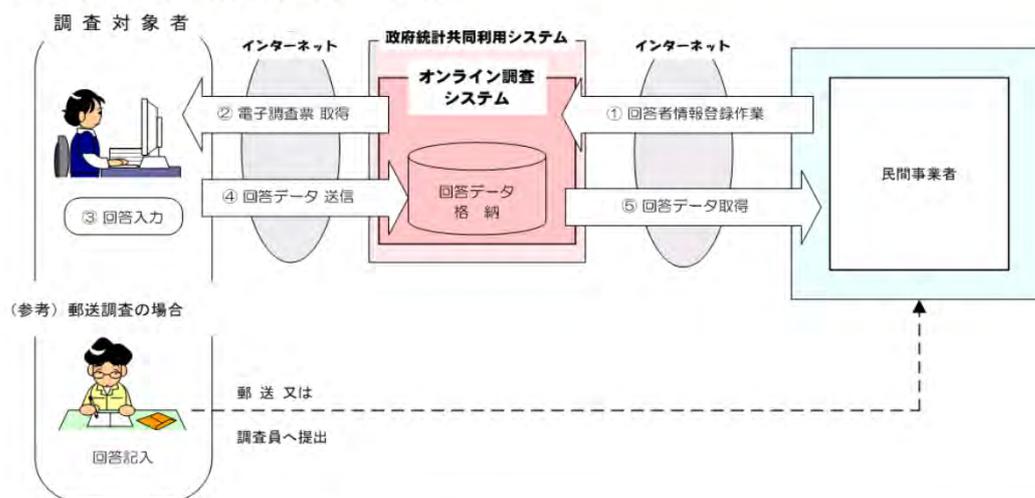
OS : Windows 7、Windows Vista、MacOS X v10.7、  
MacOS X v10.6、MacOS X v10.5、MacOS X v10.4  
インターネット閲覧ブラウザ : Internet Explorer 9、Internet Explorer 8  
Internet Explorer 7、Safari6、Safari5  
Safari4  
Firefox15、GoogleChrome 21.0

#### PDF閲覧ソフト

: Adobe Reader 8.0 以上

(Adobe Reader は、Adobe社のホームページ等から無料でダウンロード  
できます。現在の最新版は「Adobe Reader 11」になります。)

### ◇ オンライン調査のイメージ図



注：電子調査票・・・パソコン上でデータ入力ができるように、電子化した調査票

(秘)平成 年 内水面漁業生産統計調査 調査拒否等報告

都道府県名	
-------	--

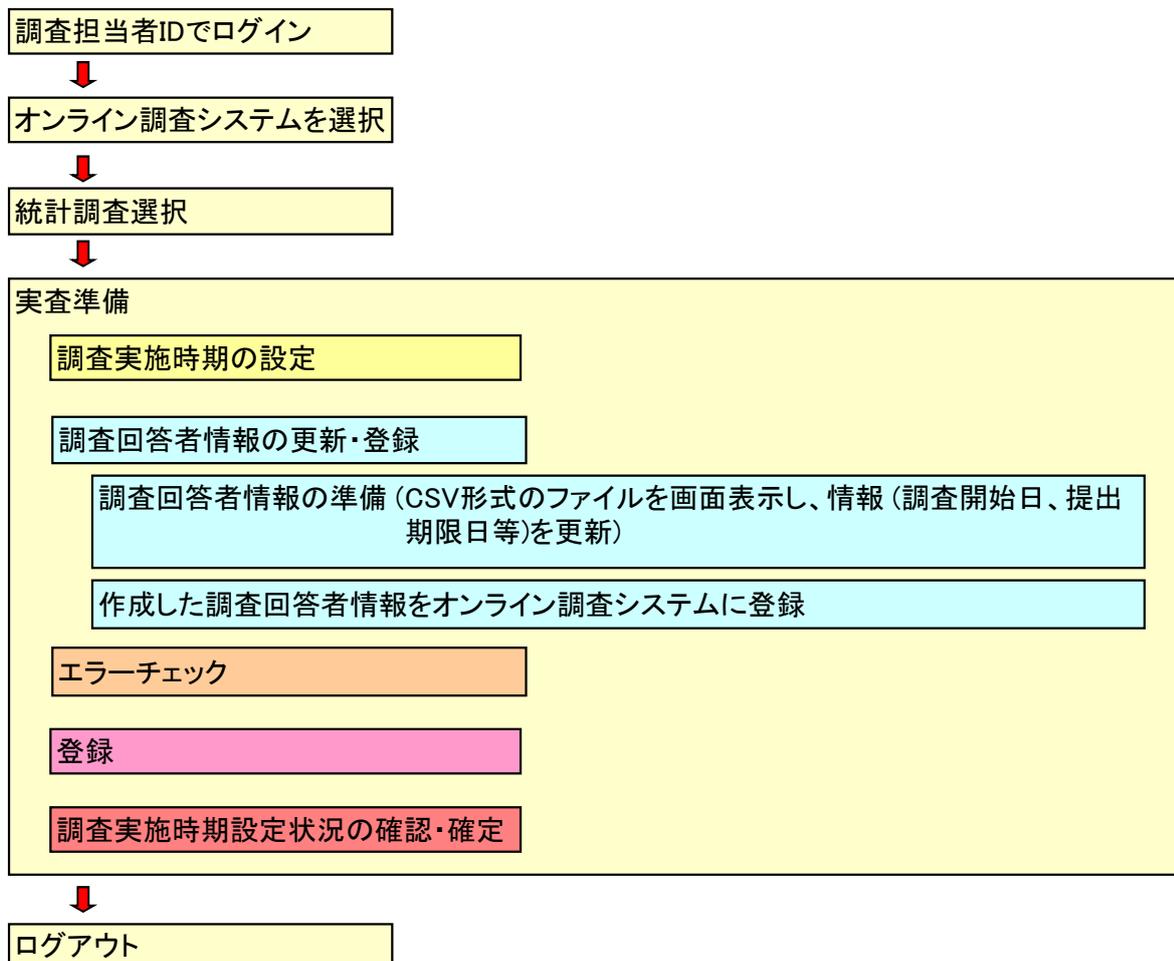
	内水面漁業漁獲統計調査
	内水面養殖業収獲統計調査
	3湖沼漁業生産統計調査

No. \_\_\_\_\_

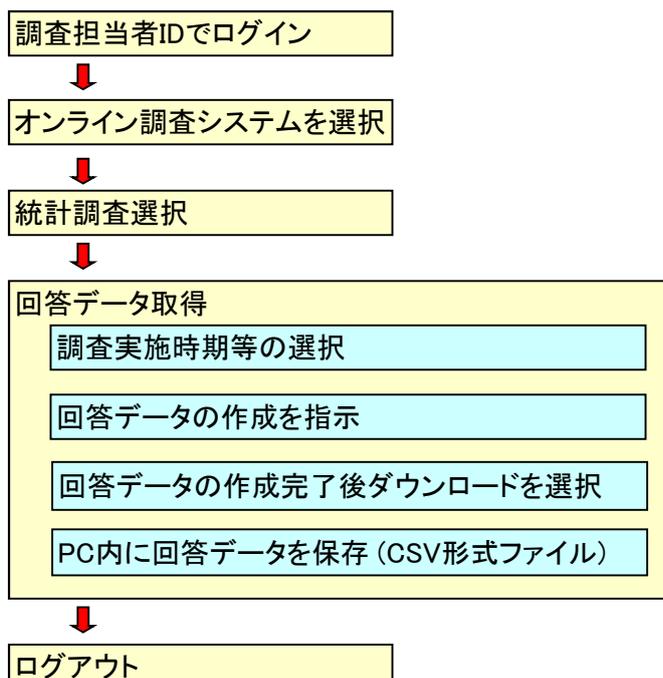
No	月日	対応時刻	調査票の指標欄					調査拒否・遅延理由等
			地域 センター等	市町村	整理番号			
	/							<記入例①> 日常の仕事が忙しいので、調査に協力する時間が無い。また、調査結果が何に利用されているのか解らない。
	/							<記入例②> 個人で養殖業を営んでおり、個人情報なので調査に協力できない。
	/							
	/							

## 内水面漁業生産統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業 及び調査対象からの回答データ取得作業の手順

### 1. 回答者情報登録作業



### 2. 回答データ取得作業



(秘)平成 年 内水面漁業生産統計調査 問合せ、苦情等対応状況

都道府県名	
-------	--

	内水面漁業漁獲統計調査
	内水面養殖業収獲統計調査
	3湖沼漁業生産統計調査

No. \_\_\_\_\_

No	月日	応対時刻	調査票の指標欄				応対内容		備考
			地域センター等	市町村	整理番号	苦情等・照会内容	回答内容		
	/						<記入例①> どじょう、やつめうなぎの漁獲量は、どの魚種に計上すればよいのか。	<記入例①> どじょうは「その他の魚類」、やつめうなぎは「その他の水産動植物類のその他」に計上してください。	
	/						<記入例②> こい養殖業を営んでおり、食用のほかに観賞用も養殖しているが、全て計上するのか。	<記入例②> 錦ごいなどの観賞用は調査の対象となりません。食用目的の収獲量のみ計上してください。	
	/						<記入例③> 調査データは個人情報だが、秘密の保護は図られているのか。	<記入例③> 調査票等の管理を厳格に行うとともに、調査の過程で知り得た情報も含めて秘密の保護を図り適切に取り扱っております。	
	/								
	/								
	/								
	/								
	/								

(秘)平成 年 内水面漁業生産統計調査 調査票回収・督促状況

都道府県名	
-------	--

	内水面漁業漁獲統計調査
	内水面養殖業収獲統計調査
	3湖沼漁業生産統計調査

No. \_\_\_\_\_

調査票の指標欄					調査票 回収日	督促状況		回収方法(該当方法に○をつける)				備考
地域 センター等	市町村	整理番号				督促日	内容	調査員	郵送	オン ライン	その他	
					/	/						
					/	/						
					/	/						
					/	/						
					/	/						
					/	/						
					/	/						
					/	/						

# 内水面漁業生産統計調査

## 審査事項一覧表

農林水産省

## 目 次

1	調査票の審査	1
2	調査票の集計及び全国・都道府県別・河川湖沼別結果表の審査	2
3	「内水面漁業・養殖業生産量に関する情報」の審査	3
	(参考) 調査用語の説明	4
	(参考) 調査事項の分類表	7

# 1 調査票の審査

項番	審査事項	対処方法
1	指標部に、誤りがないか確認する。	内水面漁業協同組合等名簿、内水面養殖業経営体名簿及び3湖沼調査対象名簿の各コードと確認する。
2	漁獲量、収獲量等のデータについて、誤りがないか審査する。	<p>備考欄の増減理由の情報、前年調査結果及び情報収集で得た調査対象の施設規模等や内水面動向の情報を基に、次に掲げる事項を中心に比較、検討を行い、審査する。疑義が生じた場合は、調査対象へ確認を行い、修正が生じたら調査票へ修正データを記入する。</p> <p>①データの記入に誤りがないか。          ②記入欄の欄違いがないか。          ③調査単位（kg等）の単位違いがないか（単位未満は四捨五入する。）。          ④記入漏れがないか。          ⑤漁獲量、収獲量等が無い場合、空欄となっているか（「0（ゼロ）」とは記入しない。）。</p> <p>また、調査ごとの次の事項についても、調査実査時に丁寧に記入の説明を行う等により、適切にデータが記入されているか、審査する。</p> <p><b>【内水面漁業漁獲統計調査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天然産種苗採捕量は、該当魚種の漁獲量の内数となっているか。</li> <li>・レクリエーションを主な目的とした遊漁者の採捕量は含めないことから、含まれていないか。なお、遊漁者においても販売を目的として採捕した数量（自家消費を含む。）は漁獲量に含まれることから、含まれているか。（P4の「3 漁獲量」を参照の上、審査する。）</li> </ul> <p><b>【内水面養殖業収獲統計調査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観賞魚、蓄養されたもの等は含めないことから、含まれていないか。（P5の「5 内水面養殖業経営体」を参照の上、審査する。）</li> </ul> <p><b>【3湖沼漁業生産統計調査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁獲量に、レクリエーションを主な目的とした遊漁者の採捕量は含めないことから、含まれていないか。なお、遊漁者においても販売を目的として採捕した数量（自家消費を含む。）は漁獲量に含まれることから、含まれているか。（P4の「3 漁獲量」を参照の上、審査する。）</li> <li>・養殖収獲量に、観賞魚、蓄養されたもの等は含めないことから、含まれていないか。（P5の「5 内水面養殖業経営体」を参照の上、審査する。）</li> </ul>
3	備考欄に、増減理由の情報が記入されているか確認する。	未記入及び増減理由の情報について補完が必要な場合は、調査対象へ確認を行い、備考欄に記入する。

## 2 調査票の集計及び全国・都道府県別・河川湖沼別結果表の審査

項番	審査事項	対処方法
1	審査済み調査票のデータが正しく電子化されているか確認する。	<p>全ての審査済み調査票のデータが電子化されたか、電子化されたデータに入力ミスや桁ズレ等の誤りがないか、確認する。</p> <p>また、集計プログラムを用い、調査対象ごとの検討表により前年値との比較、検討を行い、特に、以下の【チェック条件】によりチェック印が付いたデータについて十分に比較、検討を行う。</p> <p>その際、調査票の備考欄に記入された増減理由等の情報の動向と一致しているか、確認を行う。</p> <p>なお、疑義が生じた場合は、調査票の審査に戻り、必要に応じて、調査対象へ確認を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【チェック条件】 集計プログラムの検討表出力の際、以下の条件に当てはまる場合に、「*1」～「*5」のチェック印が付きます。</p> <p>「*1」 前年比が80%未満の場合  「*2」 前年比が120%以上の場合  「*3」 前年値が「0」でないのに当年値が「0」である  「*4」 前年値が「0」なのに当年値が「0」でない  「*5」 前年差が±100 t 以上ある</p> </div>
2	全国、都道府県別、河川湖沼別の結果表のデータについて、正しく集計されているか、漁獲量等の動向と一致した結果となっているか審査する。	<p>集計プログラムを用い、全国、都道府県別、河川湖沼別ごとの検討表により前年値との比較、検討を行い、特に、上記の【チェック条件】によりチェック印が付いたデータについて十分に比較、検討を行う。</p> <p>その際、調査票の備考欄に記入された増減理由等の情報の動向と一致しているか、確認を行う。</p> <p>なお、疑義が生じた場合は、調査票の審査に戻り、必要に応じて、調査対象へ確認を行う。</p>
3	全国、都道府県別、河川湖沼別の結果表のデータについて、調査対象の数が3未満の場合、正しく秘匿措置（「X」記号に変換）が講じられているか審査する。	各調査対象名簿及び調査票を基に、結果表のデータが調査対象数3未満であるかどうか確認し、3未満の場合は秘匿措置（「X」記号に変換）を講じる。

### 3 「内水面漁業・養殖業生産量に関する情報」の審査

項番	審査事項	対処方法
1	「内水面漁業・養殖業生産量に関する情報」を、都道府県別に的確に作成されているか審査する。	調査票の備考欄に記入された漁業生産量の増減理由等の情報を整理し、都道府県別、河川湖沼別の検討表と比較しながら、都道府県別に「内水面漁業・養殖業生産量に関する情報」を作成する。

## (参考) 調査用語の説明

### 1 内水面漁業

内水面漁業とは、内水面（河川及び湖沼（サロマ湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を除く。）をいう。）において、利潤又は生活の資を得るために、生産物の販売を目的として水産動植物を採捕する事業をいいます。

### 2 内水面漁業経営体

内水面漁業経営体とは、内水面漁業を営む世帯又は事業所をいいます。

### 3 漁獲量

漁獲量とは、利潤又は生活の資を得るために、生産物の販売を目的として内水面漁業により採捕された水産動植物の採捕時の原形重量をいいます。

なお、漁獲量計上の約束事項は以下のとおりです。

#### (1) 漁獲量及び天然産種苗採捕量の計上場所

原則として、漁業経営体が採捕を行った河川・湖沼に計上します。

河川・湖沼が県境となっている場合は、実際に採捕を行った地点が自県側・他県側を問わずに採捕した組合員又は入漁者の所属する組合が所属する県に計上します。

#### (2) 内水面における漁獲量は、当該内水面で漁業経営体が生産物の販売を目的として漁獲した数量（自家消費を含む。）とします。

#### (3) 漁獲量は、魚種別に採捕時の原形重量により計上します。

なお、レクリエーションを主な目的とした遊漁者の採捕量は漁獲量に含みません。ただし、遊漁者においても販売を目的として採捕した数量（自家消費を含む。）は漁獲量に含まれる。

また、投棄した数量及び農家等が肥料用に採捕した藻類等の数量は、販売しない限り漁獲量には含めません。

#### 漁獲量の計上範囲（「○」は漁獲量へ計上する。「×」は漁獲量へ計上しない。）

	販売目的		レクリエーション目的		肥料用		投棄
	販売	自家消費	自家消費以外	自家消費	販売	自家仕向	
漁協組合員	○	○	×	×	○	×	×
遊漁者	○	○	×	×	○	×	×
漁業経営体	○	○	×	×	○	×	×

4 内水面養殖業

内水面養殖業とは、一定区画の内水面又は陸上において、淡水を使用して水産動植物（種苗を含む。）を集約的に育成収穫する事業をいいます。

5 内水面養殖業経営体

内水面養殖業経営体とは、養殖業を営む世帯又は事業所であって、養殖業を管理運営するための責任者が存在し養殖作業に伴う資材、餌料の購入並びに収穫物と種苗の販売を行い、これらの経済活動が行われているものをいいます。

ただし、種苗養殖業については、内水面養殖業調査票に規定する種苗養殖業についてのみ行います。

また、次に掲げるものについては、内水面養殖業に含めません。

(1) 蓄 養

漁業又は養殖業によって生産された水産動物類をいけす等に收容し、肥育を目的とせず価格維持又は収穫時あるいは購入時との価格差によって収益をあげることを目的に、一定期間水産動物類を囲って生存させておく事業。

(2) 増 殖

天然における水産動物類の繁殖助長若しくは繁殖保護又はその資源の増大を目的として行う事業。

(3) 釣り堀等のサービス業

料金を徴集して水産動物類の釣り等を行わせるサービス業。

ただし、自ら養殖した水産動物類をサービス業に供している場合は、サービス業に供する以前の事業は、内水面養殖業に含めます。

(4) 水田養魚

水田（はす田、せり田等を含む。）又は稲を植える前、若しくは刈り取った後の空田を利用して養魚を行う事業。

ただし、かつて水田であっても当該調査年に全く稲田等として利用しないで、もっぱら養殖池として利用したものは、内水面養殖業に含めます。

(5) 観賞魚

錦ごい、その他の観賞魚の育成を行う事業。

(6) 内水面においてかん水を用いる養殖業

内水面においてかん水（海水等の塩分を含んだ水をいう。）を用いる養殖業。

ただし、あゆの種苗をかん水を用いて生産し販売を行った場合は、内水面養殖業収穫統計調査の対象とし種苗販売量に含めます。

(7) 官公庁、学校、試験研究機関

官公庁、学校又は試験研究機関が本来の目的である試験研究のために行う調査対象魚種の養殖。

ただし、調査対象魚種の販売を行った場合は、内水面養殖業収穫統計調査の対象とします。

6 収穫量

収穫量とは、内水面養殖業により収穫した水産動植物の数量をいいます。

収穫量には養殖業経営体が食用を目的として内水面養殖業により収穫した収穫物の数量を記入し、自家用（食用）を含みます。

収穫量は、収穫時の原形重量により計上し、種苗販売量は収穫量には含めません。

収穫量は、養殖業経営体の所在地に計上します。

7 種苗販売量

種苗販売量には、増殖用（放流を含む。）又は養殖用の種苗生産（中間育成を除く。）を目的として、内水面漁業により採取あるいは養殖された卵又は稚魚のうち販売された数量を記入します。

なお、内水面においてかん水（海水等の塩分を含んだ水をいう。）を用いる養殖業は、調査対象としませんが、あゆの種苗をかん水を用いて生産し販売を行った場合は、内水面養殖業調査の対象として、種苗販売量に含めます。

8 水揚機関

水揚機関とは、生産物の陸揚地に生産物の売買取引を目的とする市場を開設している者、生産物の陸揚地に所在する内水面漁業協同組合、会社等の事業所で生産物の陸揚げをした者から生産物を譲り受け、又はその販売の委託を受ける者をいいます（魚市場、内水面漁業協同組合の荷捌き所のほか、漁業会社、冷凍・冷蔵工場、水産加工場等の事業所、漁業者から直接生産物を集荷する問屋を含めます。）。

## (参考) 調査事項の分類表

### 1 内水面漁業漁獲統計調査内水面漁業魚種分類

魚 種		該 当 す る 魚 種 名 等
魚	さけ類	しろざけ（「ときしらず」、「あきざけ」と称する地方もある。）、ぎんざけ、ますのすけ等
	からふとます	からふとます（「せっぱります」と称する地方もある。）
	さくらます	さくらます（「ます」、「ほんます」、「まます」と称する地方もある。）
	その他のさけ・ます類	ひめます（べにざけの陸封性）、にじます、ブラウントラウト、やまめ（さくらますの陸封性、「やまべ」と称する地方もある。）、いわな、おしよろこま、ごぎ、かわます、えぞいわな、びわます（あまご）、いわめ、いとう等
魚類	わかさぎ	わかさぎ
	あゆ	あゆ
	しらうお	しらうお
	こい	こい
	ふな	ふな（きんぶな、ぎんぶな、げんごろうぶな、かわちぶな等）
	うぐい・おいかわ	うぐい、まるた、おいかわ（「やまべ」、「はや」、「はえ」と称する地方もある。）
	うなぎ	うなぎ
はぜ類	まはぜ、ひめはぜ、うろはぜ、ちちぶはぜ、じゃこはぜ、あしじろはぜ、ごくらくはぜ、どんこ、かわあなご、いさぎ、しろうお、よしのぼり、びりんご、ちちぶ、うきごり等	
その他の魚類	上記以外の魚類（どじょう、ふくどじょう、あじめどじょう、しまどじょう、ぼら、めなだ、かじか、なまず、もろこ、にごい、ししゃも、らいぎよ、そうぎよ等）	
貝類	しじみ	やまとしじみ、ましじみ、せたしじみ等
	その他の貝類	しじみ以外の貝類
産動植物類	えび類	すじえび、てながえび、ぬかえび等（ざりがにを除く。）
	その他の水産動植物類	上記以外の水産動植物類（さざあみ、やつめうなぎ、かに、藻類等）

### 2 内水面養殖業収穫統計調査内水面養殖業魚種分類

魚 種		該 当 す る 魚 種 名 等
魚	にじます	にじます、ドナルドソン
	その他のます類	やまめ、あまご、いわな、ブラウントラウト等
類	あゆ	あゆ
	こい	こい
	うなぎ	うなぎ

3 3湖沼漁業生産統計調査3湖沼漁業魚種分類

(1) 琵琶湖の魚種分類

魚 種		該 当 す る 魚 種 名 等	
魚	わかさぎ	わかさぎ	
	ます	びわます	
	こあゆ	こあゆ(ひうお(こあゆの稚魚)を含む。)	
	こい	こい	
	ふな	にごろぶな	にごろぶな
		その他	にごろぶな以外のふな
	うぐい・おいかわ		うぐい・おいかわ
	うなぎ		うなぎ
	はぜ類	いさざ	いさざ(はぜ類)
		その他	いさざ以外のはぜ類
もろこ類	ほんもろこ	もろこ(ほんもろこ)	
	その他	もろこ(ほんもろこ)以外のもろこ類 (すごもろこ、でめもろこ等を含む。)	
はず		はず	
その他の魚類		前記以外のいずれにも分類されない魚類	
貝類	しじみ	せたしじみ	
	その他の貝類	前記以外のいずれにも分類されない貝類	
その他の水産動物類	えび類	すじえび、てながえび	
	その他の水産動物類	えび類以外の水産動物類	

(2) 霞ヶ浦及び北浦の魚種分類

魚 種		該 当 す る 魚 種 名 等	
魚	わかさぎ	わかさぎ	
	しらうお	しらうお	
	こい	こい	
	ふな	ふな	
	うなぎ	うなぎ	
	はぜ類	まはぜ、ひめはぜ	
	ぼら類	ぼら、めなだ	
	その他の魚類	前記のいずれにも分類されない魚類(たなご類、 さより、どじょう類、すずき、ひがい、れんぎょ、 そうぎょ、らいぎょ、ブラックバス等)	
	貝類	しじみ	やまとしじみ
		その他の貝類	前記のいずれにも分類されない貝類 (からすがい(たんがい)、いけちょうがい)
その他の水産動物類	えび類	すじえび、てながえび	
	その他の水産動物類	前記のいずれにも分類されないその他の水産動物類	

#### 4 3 湖沼漁業生産統計調査 3 湖沼漁業種類分類

##### (1) 琵琶湖

漁業種類名	定義
底びき網	小型動力船で底びき網又は貝けた網を使用して行う漁業（沖びき網、貝びき網等）
敷網	四方形の敷網またはさで網を使用して行う漁業（四つ手網、追いさで網（あゆをとることを目的として、さで網を使用し鵜竿等で威嚇して魚を追い込む漁業）
刺網	刺網を使用して行う漁業（荒目小糸網、細目小糸網）
定置網	第2種共同漁業権により定められた一定の場所に漁網を定置して、あるいは竹す又は網でえりを設置して行う漁業（落とし網、えり）及び河川を横断して杭を打ち竹すでやなを敷設して川をせき止めて魚をとる漁業（やな）
採貝	手がき漁具を使用して貝を採る漁業
かご類	竹で編んだ円筒形の巣かごや網で編んだもんどり及びたつべ（竹で編んだかご）を使用する漁業
あゆ沖すくい	小型動力漁船で船首にすくい網を固定し、あゆをすくいをとることを目的とする漁業
投網	人力によって網を投げて魚をとる漁業
その他の漁業	上記以外の漁業

##### (2) 霞ヶ浦及び北浦

漁業種類名	定義
底びき網	底びき網を使用して行う漁業（わかさぎ・しらうおびき網、帆びき網、いさざごろびき網）
刺網	刺網を使用して行う漁業
定置網	漁具を定置して行う漁業
採貝	貝類をとることを目的とする漁業
その他の漁業	上記以外の漁業

5 3 湖沼漁業生産統計調査 3 湖沼養殖業魚種分類

魚 種		該 当 す る 魚 種 名 等	
食	まさけ類・	に じ ま す	
		にじます	
		その他のさけ・ます類	
		にじます以外のさけ・ます類	
用		あ ゆ	
		あゆ	
		こ い	
		こい	
	う な ぎ	うなぎ	
	そ の 他	前記のいずれにも分類されない魚類	
真 珠		真珠（淡水産の真珠母貝により生産されるもの）	
種 苗	卵	ます類	
		ます類の卵	
	稚魚	ます類	ます類の稚魚
		あゆ	あゆの稚魚
		こい	こいの稚魚
その他の種苗		前記のいずれにも分類されない種苗	

(秘)平成 年 内水面漁業生産統計調査 疑義照会状況

都道府県名	
-------	--

	内水面漁業漁獲統計調査
	内水面養殖業収獲統計調査
	3湖沼漁業生産統計調査

No. \_\_\_\_\_

No	月日	応対時刻	調査票の指標欄			照会内容	回答内容	備考
			地域 センター等	市町村	整理番号			
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							

内水面漁業生産統計調査

内水面漁業・養殖業生産量に関する情報

平成 年

NO. \_\_\_\_\_

魚種名又は 漁業種類名	情報収集事項	情報及び増減の理由(概況)
<p>〈記入例〉 内水面漁業 〇〇川 あゆ</p>	<p>〇〇年 〇〇年 対比 1,900kg 2,000kg 95.0%</p>	<p>7月の集中豪雨による濁水の影響と、8月の猛暑で河川水温が30℃前後となる日が10日間に及んだことによるへい死があったことから、漁獲量が前年に比べ減少した。</p>

〔記入上の注意〕

環境、資源及び水産物需給等に関する情報を取りまとめるとともに、前年に比べ漁獲量の変動が大きい魚種、養殖業についてはその増減理由を記入する。

都道府県	地域センター等名

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)			
		平成22年調査	平成23年調査	平成24年調査	平成25年調査
(農林水産省)					
人件費	常勤職員	—	—	—	—
	非常勤職員	—	—	—	—
物件費		—	—	—	—
委託費	調査協力謝金	—	175	90	81
	民間事業者委託費	97,650	63,958	63,050	75,172
計 (a)		97,650	64,133	63,140	75,253
参考値 (b)	減価償却費	—	—	—	—
	退職給付費用	—	—	—	—
	間接部門費	—	—	—	—
(a) + (b)		97,650	64,133	63,140	75,253
(注記事項)					
<p>1. 業務の実施期間は、1月から12月までの1年間である。</p> <p>2. 経費については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札による委託費、実費払の謝金である。</p> <p>平成22年調査の民間事業者委託費は、複数年契約（平成21年11月1日から平成23年8月31日まで）の1調査年分であり（税込）、謝金が含まれている。</p> <p>平成23年調査～25年調査の民間事業者委託費は、複数年契約（平成23年11月1日から平成26年8月31日まで）の1調査年分であり（税込）、謝金を含まない。</p> <p>なお、平成23年調査に要した謝金は175千円、平成24年調査に要した謝金は90千円である。</p> <p>また、平成25年調査の民間事業者委託費及び謝金については、調査開始時の調査対象数を基に算出した支払い見込額である。</p>					

## 2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	平成22年調査	平成23年調査	平成24年調査	平成25年調査
常勤職員	—	—	—	—
非常勤職員	—	—	—	—

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- 統計調査に関する知識、情報処理（パソコン操作）に関する知識、調査対象、業界に関する予備知識が必要。
- 内水面漁業生産統計調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

- 12月～2月にかけて、調査関係書類の配布、調査票の回収、調査対象からの照会対応、調査票の審査、未提出調査対象への督促等、業務の繁忙期にあたる。
- 月ごとの人員配置について  
常勤職員においては、毎月の配置配置状況は変わらない。

(注記事項)

1. 調査の実施に要した人員については、民間委託をしているため、(農林水産省の職員数として)「—」としている。

2. 平成22年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ705人日である。

実査準備（調査関係用品の印刷、調査対象への協力依頼・確定、調査員の確保・指導）	70人日
実査（調査関係用品の配布、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票の回収・督促）	38人日
審査（調査票の審査、調査対象への疑義照会）	512人日
集計、統計表の作成	80人日
調査対象への謝礼支給	5人日

なお、上記以外に、再委託先（実査準備）が2人、都道府県ごとの担当者（審査）が95人、調査員（実査（面接時の審査も含む。））が170人で対応。

3. 平成23年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ1,182人日である。

実査準備（調査関係用品の印刷、調査対象への協力依頼・確定、調査員の確保・指導）	588人日
実査（調査関係用品の配布、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票の回収・督促）	195人日
審査（調査票の審査、調査対象への疑義照会）	289人日
集計、統計表の作成	100人日
調査対象への謝礼支給	11人日

なお、上記以外に、調査員（実査（面接時の審査も含む。））が94人で対応。

審査については、平成23年調査以降、調査員が調査を行う際に増減要因についてその場で確認することを徹底したことにより、人日は大幅に減少した。

4. 平成24年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ1,279人日である。

実査準備（調査関係用品の印刷、調査対象への協力依頼・確定、調査員の確保・指導）	593人日
実査（調査関係用品の配布、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票の回収・督促）	296人日
審査（調査票の審査、調査対象への疑義照会）	237人日
集計、統計表の作成	146人日
調査対象への謝礼支給	8人日

なお、上記以外に、調査員（実査（面接時の審査も含む。））が106人で対応。

平成24年調査以降については、調査員が調査対象に面接する割合が増加したため実査時間が増加したものの、面接時に調査票の疑問点についてその場で確認出来たために、審査は減少した。

5. 平成25年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ1,634人日である。

実査準備（調査関係用品の印刷、調査対象への協力依頼・確定、調査員の確保・指導）	794人日
実査（調査関係用品の配布、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票の回収・督促）	310人日
審査（調査票の審査、調査対象への疑義照会）	323人日
集計、統計表の作成	199人日
調査対象への謝礼支給	8人日

なお、上記以外に、調査員（実査（面接時の審査も含む。））が124人で対応。

### 3 従来の実施に要した施設及び設備

(1) 平成23年度

【民間事業者】

○ 設備

電話4台、FAX2台、コピー機2台、パソコン6台、プリンタ2台、シュレッダー1台、書庫、机・いす

○施設

会社事務室一角

(注記事項)

1. 上記設備は、兼務している他業務分を含む。

2. 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備した。

(2) 平成24年度～平成26年度

【民間事業者】

○ 設備

電話14台、FAX1台、コピー機1台、パソコン6台、プリンタ2台、シュレッダー2台、書庫、机・いす、サーバー1台、LAN一式

○施設

会社事務室（本社とは別に独立した事務室を賃貸）

(注記事項)

1. 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備した。

#### 4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成22年調査		平成23年調査		平成24年調査		平成25年調査	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
内水面漁業漁獲統計調査	100%	100%	100%	100%	100%	99.6%	100%	
内水面養殖業収獲統計調査	100%	99.7%	100%	99.4%	100%	99.5%	100%	
3湖沼漁業生産統計調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

(注記事項)

##### 1 回収率の算定根拠

回収率は、以下により算出したものである。

なお、調査対象数は調査不適合等により除外した調査対象はない。

##### ①平成22年調査

○内水面漁業漁獲統計調査(回収率100%)

調査対象数:( 727)漁協等、回収数:( 727)漁協等

○内水面養殖業収獲統計調査(回収率99.7%)

調査対象数:( 1,844)養殖業経営体、回収数:( 1,839)養殖業経営体

○3湖沼漁業生産統計調査(回収率100%)

調査対象数:( 128)水揚機関等、回収数:( 128)水揚機関等

##### ②平成23年調査

○内水面漁業漁獲統計調査(回収率100%)

調査対象数:( 725)漁協等、回収数:( 725)漁協等

○内水面養殖業収獲統計調査(回収率99.4%)

調査対象数:( 1,693)養殖業経営体、回収数:( 1,682)養殖業経営体

○3湖沼漁業生産統計調査(回収率100%)

調査対象数:( 120)水揚機関等、回収数:( 120)水揚機関等

##### ③平成24年調査

○内水面漁業漁獲統計調査(回収率99.6%)

調査対象数:( 738)漁協等、回収数:( 727)漁協等

○内水面養殖業収獲統計調査(回収率99.5%)

調査対象数:( 1,644)養殖業経営体、回収数:( 1,635)養殖業経営体

○3湖沼漁業生産統計調査(回収率100%)

調査対象数:( 120)水揚機関等、回収数:( 120)水揚機関等

##### ④平成25年調査

○内水面漁業漁獲統計調査(回収率○%)

調査対象数:( 1,267)漁協等、回収数:( ○)漁協等

○内水面養殖業収獲統計調査(回収率○%)

調査対象数:( 1,597)養殖業経営体、回収数:( ○)養殖業経営体

○3湖沼漁業生産統計調査(回収率○%)

調査対象数:( 119)水揚機関等、回収数:( ○)水揚機関等

注:平成23年度は平成22年調査、平成24年度は平成23年調査、平成25年度は平成24年調査、平成26年度は平成25年調査について記述している。

なお、内水面漁業漁獲統計調査は、漁業権等が設定されている全ての河川及び湖沼(琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。)を調査範囲として、平成22年～24年調査はそのうちの主要河川及び湖沼、25年調査は全ての河川及び湖沼にて調査を実施している。

また、3湖沼漁業生産統計調査は、調査対象の漁獲量・収獲量等について、水揚機関でまとめて把握できる場合は水揚機関でまとめて把握しており、把握可能な水揚機関等に調査票を配布・回収している調査対象数である。

## 5 従来の実施方法等

### 従来の実施方法(業務フロー図等)

内水面漁業生産統計調査の流れ図(別紙2)及び「内水面漁業生産統計調査の実施状況について(別添)参照

### (事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- 民間事業者との連絡を密にし、打合せや電話連絡により情報交換や意見交換を行い、調査の実施における具体的な問題点等を把握し改善を図ることにより、よりよい統計になるよう努めている。
- 調査対象からの問合せに対しては、迅速・丁寧・正確に回答している。
- 調査対象に調査拒否された場合、民間事業者へ再度適切な指導を行っている。しかしながら、数度の依頼でも協力が得られない場合は、地方統計組織から調査対象に直接協力依頼するなど、全ての調査対象から調査協力を得られるよう努めている。

### (注記事項)

#### 1 調査協力依頼の方法と実績

平成24年調査においては、民間事業者が電話等により全調査対象に対して調査の協力依頼を行った。

なお、民間事業者による数度の協力依頼のほか、地方統計組織からも直接協力依頼を行ったものの、信頼関係のあった調査員が変更となったこと等を理由に協力を得ることができなかった調査対象が、平成24年調査で12調査対象(漁獲調査3調査対象、養殖調査9調査対象)あった。

#### 2 調査方法と実績

24年調査は、調査員、郵送、オンライン又はFAXの中から調査対象が希望する方法により行った。

	調査員	郵送	FAX	オンライン
漁獲	435	284	13	3
養殖	579	1,048	4	4
3湖沼	83	37	-	-
総計	1,097	1,369	17	7

#### 3 調査対象からの照会件数と主な内容

24年調査における調査対象からの照会件数は以下のとおり。

	1月	2月	3月	4月	計
合計件数	25	44	-	1	70
漁獲調査	2	25	-	1	28
養殖調査	22	19	-	-	41
3湖沼調査	1	-	-	-	1

○照会の主な内容

- ・調査票の記入方法：種苗の記入単位について、遊漁のみの場合の記入の仕方 等
- ・苦情等 : オンライン調査にログインできない、代表者の名前が間違っている 等
- ・その他 : 〆切を延長して欲しい 等

4 調査対象への疑義照会件数と主な内容

24年調査における調査対象への疑義照会件数は以下のとおり。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月～	計
	概数値取りまとめ時				確定値取りまとめ時					
合計件数	-	345	318	27	1	-	11	4	51	757
漁獲調査	-	51	96	16	-	-	11	4	11	189
養殖調査	-	294	217	7	1	-	-	-	18	537
3湖沼調査	-	-	5	4	-	-	-	-	22	31

○照会の主な内容

- ・遊漁者(レクリエーション目的)による採捕量が含まれていないか
- ・前年に比べて大幅に魚種別漁獲量が増加・減少しているのはどうしてか
- ・単位はkgだが尾数を記入しているのではないか

5 督促の方法と実績

24年調査においては、指定した期日までに調査票を回収できなかった調査対象に対して電話により督促を行った。

	督促した客体数	督促延べ回数	督促回収率
計	448	715	100%
漁獲調査	101	124	100%
養殖調査	338	571	100%
3湖沼調査	9	20	100%

6 調査対象への謝金支払と実績

24年調査における調査対象に支払う謝金については、3湖沼漁業生産統計調査のうち往復郵送、FAX、オンライン調査により調査を実施した調査対象に対して、口座振込により支給している。

謝金の支給金額は、39調査対象に対して2,300円、総額約9万円(謝礼支払に掛かる振込手数料や人件費等は含まない。)を支払った。

平成25年11月29日  
農 林 水 産 省  
大臣官房統計部

**民間競争入札実施事業  
内水面漁業生産統計調査の実施状況について  
(平成23年調査及び平成24年調査分)**

**I 事業の概要**

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行い、次の内容により平成23年調査から平成25年調査までの事業を実施している。

**1 事業内容**

内水面漁業生産統計調査における調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成及び調査客体への謝礼支給に係る業務

**2 契約期間**

平成23年11月1日から平成26年8月31日までの2年10箇月間（平成23年調査分から平成25年調査分まで）

**3 受託者**

一般社団法人 新情報センター

（契約期間においては、入札実施要項に基づき「農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局」（以下「調査事務局」という。）の名称を用いて事業を実施。）

**II 確保されるべき質の達成状況及び評価**

平成23年調査及び平成24年調査における確保されるべき質の達成状況及び評価は次のとおりである。

**1 調査票の回収・督促**

各年の調査客体（平成23年2,538調査客体、平成24年2,502調査客体）からの調査票の回収に当たっては、事前に民間事業者が調査客体に調査協力依頼の葉書を送付するとともに、電話又は調査員の訪問により調査協力依頼を行った。なお、調査協力を得られなかった調査客体については農林水産省に報告し、その後は農林水産省と連携して協力依頼を行った。

調査協力が得られた調査客体に対し調査票を配布し、期限までに提出のない調査客体に対しては電話による督促を行うとともに、調査員による訪問回収も併用した結果、

農林水産省への概数値報告期日（平成23年調査：24年3月23日、平成24年調査：25年3月25日）における調査票の回収率は平成23年調査で98.8%、平成24年調査で98.9%となった。また、概数値報告期日以降も回収を続けた結果、確定値報告期日（平成23年調査：24年8月24日、平成24年調査：25年8月23日）における調査票の回収率は平成23年調査で99.6%、平成24年調査で99.5%となり、確保されるべき質として定めた100%を僅かに下回った。

調査票を回収できなかった要因としては、民間事業者に生産量を教えたくない、行政に対する不満等を理由とする調査拒否に加え、廃業等により調査を行えない調査客体があったことが民間事業者より報告されている。

なお、督促件数は平成23年が443件、平成24年が448件であった。

表1 調査票の回収率

単位：件

		計	漁獲調査	養殖調査	3湖沼調査
平成23年	調査客体数	2,538	725	1,693	120
	概数値報告期日回収数	2,507	711	1,676	120
	概数値報告期日回収率(%)	98.8	98.1	99.0	100.0
	確定値報告期日回収数	2,527	725	1,682	120
	確定値報告期日回収率(%)	99.6	100.0	99.4	100.0
平成24年	調査客体数	2,502	738	1,644	120
	概数値報告期日回収数	2,475	722	1,633	120
	概数値報告期日回収率(%)	98.9	97.8	99.3	100.0
	確定値報告期日回収数	2,490	735	1,635	120
	確定値報告期日回収率(%)	99.5	99.6	99.5	100.0

注：内水面漁業生産統計調査は、内水面漁業協同組合等の漁獲量等を調査する内水面漁業漁獲統計調査（以下「漁獲調査」という。）、内水面養殖業経営体の収獲量等を調査する内水面養殖業収獲統計調査（以下「養殖調査」という。）及び3湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦）に属する漁業・養殖業経営体の漁獲量、収獲量等を調査する3湖沼漁業生産統計調査（以下「3湖沼調査」という。）の3調査より構成されている（以下同じ）。

表2 督促件数

単位：件

	計	漁獲調査	養殖調査	3湖沼調査
平成23年	443	156	277	10
平成24年	448	101	338	9

## 2 調査客体からの問合せ対応、調査票の審査及び疑義照会対応

### (1) 調査客体からの問合せ対応

民間事業者は、調査事務局の専用回線を設置し、調査客体からの問合せに対応した。

調査客体からの問合せ・苦情等への対応に当たっては、農林水産省との打合せを十分に行った上で、農林水産統計調査に精通した技術顧問から指導を受けつつ、担当者マニュアル、調査員マニュアル、調査早わかり（簡易マニュアル）、電話対応

マニュアル等を作成するとともに、調査客体から照会のあった内容について記録簿に整理し、それ以降の照会対応が効率的に行えるようにした。

問合せ・苦情等件数は平成23年は105件、平成24年調査は70件であった。うち、苦情件数は平成23年は6件、平成24年は0件であった。

表3 調査客体から民間事業者への問合せ・苦情等対応件数

単位：件				
	計	漁獲調査	養殖調査	3湖沼調査
平成23年	105	69	33	3
苦情	6	5	0	1
平成24年	70	28	41	1
苦情	0	0	0	0

○ 問合せの主な内容

調査の概要についての質問、オンライン調査の希望、提出日の延長の希望、調査票の記入単位、遊漁の定義等

○ 苦情の主な内容

オンライン調査票の送信ができない、遊漁の漁獲量を把握していないので、分けて回答することが難しい等

(2) 調査票の審査及び疑義照会対応

回収された調査票について民間事業者は、概数取りまとめ時（1月から3月まで）においては、農林水産省から貸与された審査事項一覧表に基づき審査を行い、疑義があるものについては調査客体に直接疑義照会を実施した。

審査済の調査票については、農林水産省から貸与された集計プログラムにより集計した。集計結果についても審査事項一覧表に基づき審査を行い、疑義があるものについては調査票を再度確認し、必要に応じて電話により疑義照会を実施した。

また、確定値取りまとめ時（6月から8月まで）においては、概数取りまとめ以降に調査票の内容に変更がないか調査客体へ確認を行い、変更が生じた場合には概数取りまとめ時と同様に審査及び疑義照会を行い、調査票を修正した。

平成23年調査の疑義照会は、1,196件であり、そのうち結果表の納品後に農林水産省から確認を求めたのは161件、平成24年調査の疑義照会は、757件であり、納品後に確認を求めたのは同78件といずれの調査年についても第1期事業の1年目の平成21年調査1,399件（同896件）と比べて、特に結果表の納品後に農林水産省から確認を求めた疑義照会の件数が大幅に減少していることから、民間事業者の創意工夫による取組の成果が上がっている。

表4 疑義照会件数

単位：件				
	計	漁獲調査	養殖調査	3湖沼調査
平成23年調査	1,196	452	672	72
概数値	1,090	394	625	71
確定値	106	58	47	1
平成24年調査	757	189	537	31
概数値	662	146	511	5
確定値	95	43	26	26

○ 疑義照会の主な内容

生産量の対前年比や差が基準以上である場合の変動要因、漁獲量に遊漁が含まれていないかどうかの確認、単位の確認等

### 3 評価

平成23年調査及び平成24年調査の調査票の回収率は、調査拒否客体があったことから平成23年調査で99.6%、平成24年調査で99.5%となり、確保されるべき質として定めた100%を僅かに下回った。

民間事業者は事前に調査客体に調査協力依頼の葉書を送付するとともに、電話又は調査員の訪問により調査協力依頼を行い、調査協力を得られなかった調査客体に対しては農林水産省と連携し調査協力依頼を行った上で最終的に調査拒否となったものであり、これ以上の調査協力依頼を行っても協力が得られないと判断されることから、やむを得ないものと考えられる。

調査客体からの問合せ対応、調査票の審査及び疑義照会対応については、業務マニュアルを作成の上、照会内容について記録簿に整理するなど効率よく実施されており、評価できる。

## III 実施経費の状況

市場化テスト開始前の国における従来の実施経費と契約金額との比較結果は、次のとおりである。

表5 従来の実施経費と契約金額の比較（税込）

単位：千円

	平成23年	平成24年	平成25年	3年計
契約金額 ①	63,958	63,050	80,892	207,900
従来実施経費 ②	111,179	111,179	118,939	341,297
削減額 (①-②)	△ 47,221	△ 48,129	△ 38,047	△ 133,397
①÷② (%)	58%	57%	68%	61%
(参考) 第1期 ③	97,487	97,487		
削減額 (①-③)	△ 33,529	△ 34,437		

注1：本調査は、1調査客体当たり24,000円（税抜）の単価契約であり、平成23年調査及び平成24年調査の契約金額は、単価にそれぞれの年の調査客体数を乗じた支払い実績、平成25年調査は単価に入札実施要項で示した見込み調査客体数を乗じた見込み金額である。

注2：平成23年調査及び平成24年調査の従来実施経費は、平成19年調査の国調査時の経費、平成25年調査の従来実施経費は、平成20年調査の国調査時の実施経費である。

注3：契約金額には、国が実費を負担する謝金は含まれていないため、平成19年調査及び平成20年調査実施経費から謝金を除いている。

注4：契約金額のうち、平成25年調査は内水面漁業漁獲調査の全数調査を実施するため、実施経費と契約金額の比較においては、実施経費は全数調査年である平成20年調査と全数調査年でない平成19年調査の2箇年分を合計し、これと契約金額を比較した。

注5：第1期事業（平成21年調査及び平成22年調査）における契約金額は195,300,000円であるが、謝金を含んでおり謝金を除いた1調査年分は97,486,700円となっている。

#### IV 事業の実施状況

##### 1 実施体制

実施体制については、次のとおりである。

また、本業務の実施に当たり、あらかじめ農林水産省と民間事業者で調整したスケジュールに沿って業務は確実に実施している。

表6-1 事業の実施体制（平成23年）

		人日	配置人数	スケジュール
実査準備	調査関係用品の印刷、調査客体への協力依頼・確定（葉書の送付、電話）、調査員の確保・指導	587.5人日	26名	平成23年11月から平成24年1月
	調査客体への協力依頼・確定（調査員による訪問）		(94名)	
調査客体からの照会対応		常時、5名配置 （1月から3月は2名を追加で配置）		平成24年1月から8月
実査（調査関係用品の配布、調査票の回収・督促）	郵送、FAX、オンライン調査 調査員調査	195.0人日	15名	平成24年1月から3月
			(94名)	
審査（調査票の審査、調査客体への疑義照会）		288.5人日	10名	（概数値取りまとめ） 平成24年2月から3月 （確定値取りまとめ） 平成24年6月から8月
集計（調査票データの集計、統計表の作成、内水面漁業・養殖業生産に関する情報の作成・審査）		99.5人日	4名	（概数値取りまとめ） 平成24年3月 （確定値取りまとめ） 平成24年7月から8月
調査客体への謝礼支給		11.0人日	3名	平成24年8月

注：配置人数の（ ）は調査員調査の調査員人数であり民間事業者の実施体制の人日には含まない（表6-2に同じ）。

表6-2 事業の実施体制（平成24年）

		人日	配置人数	スケジュール
実査準備	調査関係用品の印刷、調査客体への協力依頼・確定（葉書の送付、電話）、調査員の確保・指導	593.0人日	21名	平成24年11月から平成25年1月
	調査客体への協力依頼・確定（調査員による訪問）		(106名)	
調査客体からの照会対応		常時、5名配置 （1月から3月は2名を追加で配置）		平成25年1月から8月
実査（調査関係用品の配布、調査票の回収・督促）	郵送、FAX、オンライン調査 調査員調査	295.5人日	12名	平成25年1月から3月
			(106名)	
審査（調査票の審査、調査客体への疑義照会）		236.5人日	12名	（概数値取りまとめ） 平成25年2月から3月 （確定値取りまとめ） 平成25年6月から8月
集計（調査票データの集計、統計表の作成、内水面漁業・養殖業生産に関する情報の作成・審査）		146.0人日	11名	（概数値取りまとめ） 平成25年3月 （確定値取りまとめ） 平成25年7月から8月
調査客体への謝礼支給		8.0人日	2名	平成25年8月

## 2 実査準備

### (1) 調査関係用品の印刷

平成23年調査、平成24年調査とも印刷原稿について農林水産省の確認後、1月15日までに印刷を行い、印刷終了後に農林水産省へ全調査関係用品5セットを納品した。

印刷部数については、次のとおりである。

表7-1 関係用品印刷部数（平成23年）

関係用品印刷物	印刷部数
調査へのご協力をお願い	
① 調査員回収調査用	440(漁獲調査客体数)+830(養殖調査客体数)+100(3湖沼調査客体数)+80(予備等)=1,450
② 往復郵送調査用	310(漁獲調査客体数)+1,020(養殖調査客体数)+40(3湖沼調査客体数)+80(予備等)=1,450
封筒	
①送付用封筒(調査関係用品送付用)	750(漁獲調査客体数)+1,850(養殖調査客体数)+140(3湖沼調査客体数)+160(予備等)=2,900
②返信用封筒(往復郵送調査用)	310(漁獲調査客体数)+1,020(養殖調査客体数)+40(3湖沼調査客体数)+830(予備等)=2,200
オンライン調査へのご協力をお願い	750(漁獲調査客体数)+1,850(養殖調査客体数)+140(3湖沼調査客体数)+260(予備等)=3,000
オンライン調査システムガイド	60(オンライン調査を希望した客体に配布)
内水面漁業漁獲統計調査	
調査票の記入の仕方	750(漁獲調査客体数)+150(予備等)=900
内水面漁業漁獲統計調査票	750(漁獲調査客体数)+450(予備等)=1,200
内水面養殖業収獲統計調査	
調査票の記入の仕方	1,850(養殖調査客体数)+250(予備等)=2,100
内水面養殖業収獲統計調査票	1,850(養殖調査客体数)+850(予備等)=2,700
3湖沼漁業生産統計調査	
調査票の記入の仕方	140(3湖沼調査客体数)+60(予備等)=200
3湖沼漁業生産統計調査調査票	140(3湖沼調査客体数)+60(予備等)=200

注:予備には、実査処理用、農林水産省提出分を含む。

表7-2 関係用品印刷部数（平成24年）

関係用品印刷物	印刷部数
調査へのご協力のお願い	
① 調査員回収調査用	440(漁獲調査客体数)+830(養殖調査客体数)+100(3湖沼調査客体数)+74(予備等)=1,444
② 往復郵送調査用	310(漁獲調査客体数)+1,020(養殖調査客体数)+40(3湖沼調査客体数)+74(予備等)=1,444
封筒	
①送付用封筒（調査関係用品送付用）	750(漁獲調査客体数)+1,850(養殖調査客体数)+140(3湖沼調査客体数)+142(予備等)=2,882
②返信用封筒（往復郵送調査用）	310(漁獲調査客体数)+1,020(養殖調査客体数)+40(3湖沼調査客体数)+74(予備等)=1,444
オンライン調査へのご協力のお願い	750(漁獲調査客体数)+1,850(養殖調査客体数)+140(3湖沼調査客体数)+142(予備等)=2,882
オンライン調査システムガイド	60(オンライン調査を希望した客体に配布)
内水面漁業漁獲統計調査	
調査票の記入の仕方	750(漁獲調査客体数)+43(予備等)=793
内水面漁業漁獲統計調査票	750(漁獲調査客体数)+43(予備等)=793
内水面養殖業収穫統計調査	
調査票の記入の仕方	1,850(養殖調査客体数)+98(予備等)=1,948
内水面養殖業収穫統計調査票	1,850(養殖調査客体数)+98(予備等)=1,948
3湖沼漁業生産統計調査	
調査票の記入の仕方	140(3湖沼調査客体数)+12(予備等)=152
3湖沼漁業生産統計調査調査票	140(3湖沼調査客体数)+12(予備等)=152

注:予備には、実査処理用、農林水産省提出分を含む。

## (2) 調査客体への協力依頼・確定

### ア 調査客体への協力依頼

調査客体への協力依頼については、1月中旬までに事前に民間事業者が調査客体に調査協力依頼の葉書を送付するとともに、電話又は調査員の訪問により調査協力依頼を行い、調査方法（調査員、往復郵送、FAX又はオンライン）について決定した。

創意工夫した点として、

- ① 事務局において調査客体ごとの情報（代表者、連絡可能時間等）を整理の上で一元化し、協力依頼を円滑に行えるようにした。
- ② 夜間や土日・祝日の方が連絡が取りやすい調査客体があるため、20時まで又は土日・祝日に協力依頼を行える体制を構築した。
- ③ 漁獲調査では、平成24年調査より都道府県ごとの内水面漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）傘下の漁業協同組合（以下「漁協」という。）に対しては、事前に各県漁連に対しても民間事業者の職員が訪問又は電話により説明を行うとともに、県漁連傘下の漁協に対する協力依頼及び調査の進め方についても相談し、調査客体への協力依頼がスムーズに行えるようにした。

が挙げられる。

#### イ 調査客体への協力依頼の状況

##### ① 平成23年調査（平成24年1月10日から平成24年1月20日まで）

2,538調査客体に対して調査協力依頼を行い、2,507調査客体から協力を得られた。協力を得られなかった調査客体に対しては、農林水産省と連携しながら再度協力依頼を行った結果、20調査客体から協力を得られた。最終的に11調査客体から調査協力を得ることができなかった（回収数は2,527調査客体）。

調査協力を得られなかった理由は、調査拒否が8調査客体、廃業等により連絡が取れなかったことによる調査不能が3調査客体であった。

##### ② 平成24年調査（平成25年1月7日から平成25年1月23日まで）

2,502調査客体に対して調査協力依頼を行い、2,475調査客体から協力を得られた。協力を得られなかった調査客体に対しては、農林水産省と連携しながら再度協力依頼を行った結果、15調査客体から協力を得られた。最終的に12調査客体から調査協力を得ることができなかった（回収数は2,490調査客体）。

調査協力を得られなかった理由は、調査拒否が11調査客体、廃業等により連絡が取れなかったことによる調査不能が1調査客体であった。

### (3) 調査員の確保・指導

#### ア 平成23年調査（平成23年12月8日から平成24年1月10日まで）

平成23年12月に平成22年調査実績を参考に民間事業者の登録調査員から調査員94名を選定し配置した。

調査員に対する研修は、12月中旬から1月上旬にかけて民間事業者の本社又は支社職員により、地域ごとに担当調査員を集めて農林水産省との打合せを行った上で作成した調査員マニュアル、調査早わかり（簡易マニュアル）を使用しながら行った。

#### イ 平成24年調査（平成24年12月20日から平成25年1月31日まで）

平成24年12月に平成23年調査実績を参考に民間事業者の登録調査員から調査員106名を選定し配置した。

調査員に対する研修は、12月下旬から1月下旬にかけて本社又は支社職員により、地域ごとに担当調査員を集めて平成23年調査の状況を踏まえて改訂した調査員マニュアル、調査早わかり（簡易マニュアル）を使用しながら行った。

## 3 実査

### (1) 調査関係用品の配布

調査関係用品の配布については、1月下旬から調査員調査を希望した調査客体には担当調査員が配布し、郵送調査又はFAX調査を希望した調査客体には調査事務

局より郵送し、オンライン調査を希望した調査客体には調査書類を電子メールにて送付した。

## (2) 調査客体からの照会対応

調査客体からの照会対応については、民間事業者の職員2名、技術顧問2名及び契約社員1名の5名、照会の多い1月から3月の期間は契約社員2名をこれに加え対応した。

調査客体からの照会対応業務の実施状況は次のとおりである。

- ・平成23年調査 平成24年1月10日から8月24日
- ・平成24年調査 平成25年1月25日から8月23日
- ・平日午前9時から午後6時まで
- ・上記以外の平日、土日・祝日は留守番電話により対応

## (3) 調査票の回収・督促

調査票の回収については、毎年の調査協力依頼時に調査員による訪問、郵送、オンライン又はFAXの中から調査客体が希望する方法により行った。

期日までに提出のない調査客体に対しては、電話により督促を行った。

創意工夫した点としては、

- ① 事務局において調査客体ごとに調査方法やこれまでの経緯を整理し、調査客体情報を一元化し回収・督促業務に活用した。
- ② 督促においては、土日・祝日の方が代表者に連絡を取りやすい調査客体があるため、該当する調査客体には土日・祝日の20時までの督促を行った。
- ③ 電話連絡がつかない場合は調査員調査に切り替え直接調査客体を訪問した。が挙げられる。

表8 回収方法別調査票回収数

	単位：件	
	平成23年	平成24年
調査員調査	777	1,097
郵送、FAX調査	1,736	1,386
オンライン調査	14	7
計	2,527	2,490

## 4 調査票の審査、調査客体への疑義照会

調査票の審査については、概数取りまとめ時（1月から3月）においては、調査票を農林水産省より貸与された内水面漁業生産統計調査集計プログラムに入力の上で、出力された検討表により審査事項一覧表に基づいて審査を行った。その際、疑義が生じた調査票については、調査客体に電話により疑義照会を行い、必要に応じて調査票

を修正した。調査票については最終的に複数名での確認を行った。

また、確定値取りまとめ時（6月から8月）においては、概数取りまとめ時以降に調査票の内容に変更がないか、調査客体に確認を行い、変更があった場合には、概数取りまとめ時と同様に調査票の審査、疑義照会を行い、調査票を修正した。

調査票の審査、調査客体への疑義照会の体制は平成23年調査は10名（職員2名、技術顧問2名、契約社員6名）、平成24年調査は12名（職員2名、技術顧問2名、契約社員8名）体制で実施した。

調査票の審査、疑義照会について創意工夫した点としては、

- ① 技術顧問から指導を受けながら作成した調査員マニュアルに、聞き取り調査の聞き方や間違いやすいポイント、その場で審査すべき点等について記載することにより、誤りが発生しにくいようにした。
  - ② 審査漏れがないよう、確認整理表を作成し、確認事項ごとに複数名での確認を徹底した。
  - ③ 疑義照会事項について記録し、事務局で共有した。
- が挙げられる。

## 5 集計・報告

概数、確定値取りまとめ時ごとに、審査済みの調査票データを集計プログラムにより入力・集計を行い結果表を作成した。結果表については審査事項一覧表に基づいて審査を実施した。

審査の結果、疑義が生じた場合には調査票の審査に立ち返り、必要に応じて疑義照会、調査票の修正を行い再度集計を行った。

審査後の結果表について、集計値の調査客体が3未満であった箇所に秘匿措置を行うとともに、調査票の備考欄等に記入された生産量の増減要因等について整理し、全国・都道府県別・河川湖沼別結果表及び内水面漁業・養殖業に関する情報を作成し、報告期日までに農林水産省へ報告した。

創意工夫した点としては、

- ① 審査漏れがないよう、確認整理表を作成し、確認事項ごとに複数名での確認を徹底した。
  - ② 情報様式の作成に資するため、業界紙を購読するなど普段から内水面漁業に関する情報収集に努めた。
- が挙げられる。

## 6 調査客体への謝礼支給

調査客体への謝礼の支給については、3湖沼調査のうち往復郵送調査、FAX調査及びオンライン調査の方法により実施した調査客体に対して、平成23年は76調査客体（辞退3調査客体）、平成24年は39調査客体（辞退なし）に対し口座振込により行っ

た。

調査客体への謝礼支給業務の実施状況は次のとおりである。

- ・平成23年調査 平成24年 8月17日
- ・平成24年調査 平成25年 8月21日

## 7 調査客体への対応状況

平成24年の内水面漁業生産統計調査における2,502調査客体のうち、666調査客体に対して、民間事業者の調査客体に対する対応状況について把握することを目的に、農林水産省より調査客体に対して往復郵送によるアンケートを実施した。

アンケート結果は次のとおりである。

### (1) 実施状況

①事務局からの調査協力依頼状況、②調査員の対応状況、③事務局への問合せの対応状況、④事務局からの督促対応状況、⑤事務局からの照会・確認対応状況、⑥事務局全体の感想について、アンケートを実施した（平成25年8月22日発送、9月6日締切り）。

表9 アンケート回収状況

	対象数	回答数	回収率
合計	666	388	58.3%
漁獲調査	196	143	73.0%
養殖調査	438	230	52.5%
3湖沼調査	32	15	46.9%

### (2) 集計結果（別紙参照）

#### ① 調査協力依頼状況

調査協力依頼の際の事務局の態度について「どちらかといえば悪い」という回答が1調査客体からあったものの、おおむね「良い」・「どちらかといえば良い」との回答であった。

協力依頼の説明については「分かりづらい」・「どちらかといえば分かりづらい」との回答が2調査客体からあったものの、おおむね「分かりやすい」又は「どちらかといえば分かりやすい」の回答であった。

#### ② 調査員の対応状況

調査員調査の際の調査員の態度については、「悪い」・「どちらかといえば悪い」という回答はなかった。調査に関する説明については「分かりづらい」・「どちらかといえば分かりづらい」との回答はなかった。

#### ③ 問合せの対応状況

問合せに対する事務局の対応については、「どちらかといえば悪い」との回答が2調査客体からあったものの、おおむね「良い」・「どちらかといえば良い」と

の回答であった。

また、説明が、「どちらかといえば分かりづらい」・「分かりづらい」との回答はなかった。

④ 督促対応状況

督促を行った事務局の仕方・態度について「どちらかといえば悪い」が1調査客体あったものの、おおむね「良い」・「どちらかといえば良い」との回答であった。

⑤ 照会・確認対応状況

照会・確認を行ってきた際の事務局の態度について「どちらかといえば悪い」が1調査客体あったものの、おおむね「良い」・「どちらかといえば良い」との回答であった。

## V 全体的な評価

本事業における民間委託事業の実施状況については、平成23年調査及び平成24年調査の調査票の回収率は、調査拒否客体があったことから平成23年調査で99.6%、平成24年調査で99.5%となり、確保されるべき質として定めた100%を僅かに下回っているが、これは農林水産省とも連携し十分に調査協力を行った結果であり、達成したものと評価できる。

なお、実施経費についても、平成23年調査及び平成24年調査の平均は、従来の実施経費の約6割に相当し、1年間で約4,800万円の経費が削減できたことも評価できる。

また、調査客体に対する対応についてもアンケートにおいて良好な評価を得ていることから、全体的な評価として良好に実施されていると評価できる。

以上のことから、本事業は良好な実施状況であるため、次期においては、「新プロセス運用に関する指針」（平成24年4月官民競争入札等監理委員会）に基づく新プロセスに移行した上で事業を実施することとしたい。

(別紙)

## 内水面漁業生産統計調査の実施民間事業者の業務に関するアンケート結果

### 1 事務局からの調査協力依頼

問1 事務局からの調査協力依頼はどのように行われましたか。

	計		訪問		電話		郵送		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	388	100.0%	44	11.3%	78	20.1%	291	75.0%	11	2.8%
漁獲	143	100.0%	14	9.8%	30	21.0%	114	79.7%	4	2.8%
養殖	230	100.0%	29	12.6%	44	19.1%	168	73.0%	6	2.6%
3湖沼	15	100.0%	1	6.7%	4	26.7%	9	60.0%	1	6.7%

※複数回答のため計は回答者数と一致しない。

問2 調査協力依頼の際の事務局の対応態度は、いかがでしたか。

	計		良い		どちらかといえば良い		どちらかといえば悪い		悪い		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	121	100.0%	64	52.9%	46	38.0%	1	0.8%	-	0.0%	10	8.3%
漁獲	44	100.0%	22	50.0%	17	38.6%	-	0.0%	-	0.0%	5	11.4%
養殖	72	100.0%	40	55.6%	26	36.1%	1	1.4%	-	0.0%	5	6.9%
3湖沼	5	100.0%	2	40.0%	3	60.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問3 調査協力依頼の際の事務局の説明は、いかがでしたか。

	計		分かりやすい		どちらかといえば分かりやすい		どちらかといえば分かりづらい		分かりづらい		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	121	100.0%	51	42.1%	57	47.1%	1	0.8%	1	0.8%	11	9.1%
漁獲	44	100.0%	18	40.9%	21	47.7%	-	0.0%	-	0.0%	5	11.4%
養殖	72	100.0%	29	40.3%	35	48.6%	1	1.4%	1	1.4%	6	8.3%
3湖沼	5	100.0%	4	80.0%	1	20.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

### 2 調査員の対応状況

問1 調査は、どのような方法により行われましたか。

	計		調査員の面接・聞き取り		郵送		その他(FAX、オンライン等)		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	388	100.0%	66	17.0%	294	75.8%	7	1.8%	21	5.4%
漁獲	143	100.0%	20	14.0%	114	79.7%	3	2.1%	6	4.2%
養殖	230	100.0%	41	17.8%	170	73.9%	4	1.7%	15	6.5%
3湖沼	15	100.0%	5	33.3%	10	66.7%	-	0.0%	-	0.0%

問2 調査員の対応態度は、いかがでしたか。

	計		良い		どちらかといえば良い		どちらかといえば悪い		悪い		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	66	100.0%	45	68.2%	21	31.8%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
漁獲	20	100.0%	14	70.0%	6	30.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
養殖	41	100.0%	28	68.3%	13	31.7%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
3湖沼	5	100.0%	3	60.0%	2	40.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問3 調査員の調査に関する説明は、いかがでしたか。

	計		分かりやすい		どちらかといえば 分かりやすい		どちらかといえば 分かりづらい		分かりづらい		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	66	100.0%	39	59.1%	27	40.9%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
漁獲	20	100.0%	13	65.0%	7	35.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
養殖	41	100.0%	22	53.7%	19	46.3%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
3湖沼	5	100.0%	4	80.0%	1	20.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問4 調査員について、お気付きの点がありましたら御自由に御記入ください。

- ・分からない時には丁寧に説明があり理解しやすかった
- ・県北より来てくれるので、大変だと思います

### 3 事務局へ問合せをされた際の対応

問1 事務局へ問合せを行いましたか。

	計		問合せをした		問合せをしなかった		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	388	100.0%	17	4.4%	347	89.4%	24	6.2%
漁獲	143	100.0%	8	5.6%	126	88.1%	9	6.3%
養殖	230	100.0%	8	3.5%	207	90.0%	15	6.5%
3湖沼	15	100.0%	1	6.7%	14	93.3%	-	0.0%

問2 事務局にはどのようなことで問合せをされましたか。

	計		調査の内容 について		その他		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	17	100.0%	10	58.8%	4	23.5%	3	17.6%
漁獲	8	100.0%	5	62.5%	2	25.0%	1	12.5%
養殖	8	100.0%	4	50.0%	2	25.0%	2	25.0%
3湖沼	1	100.0%	1	100.0%	-	0.0%	-	0.0%

問3 問合せに対する事務局の対応は、いかがでしたか。

	計		良い		どちらかといえば 良い		どちらかといえば 悪い		悪い		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	17	100.0%	9	52.9%	6	35.3%	2	11.8%	-	0.0%	-	0.0%
漁獲	8	100.0%	3	37.5%	4	50.0%	1	12.5%	-	0.0%	-	0.0%
養殖	8	100.0%	5	62.5%	2	25.0%	1	12.5%	-	0.0%	-	0.0%
3湖沼	1	100.0%	1	100.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問4 問合せに対する事務局の説明は、いかがでしたか。

	計		分かりやすい		どちらかといえば 分かりやすい		どちらかといえば 分かりづらい		分かりづらい		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	17	100.0%	8	47.1%	9	52.9%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
漁獲	8	100.0%	5	62.5%	3	37.5%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
養殖	8	100.0%	2	25.0%	6	75.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
3湖沼	1	100.0%	1	100.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

4 事務局からの調査票提出の督促や、回答内容についての照会・確認があった際の対応

問1 事務局の督促の仕方・態度は、いかがでしたか。

	計		良い		どちらかといえば 良い		どちらかといえば 悪い		悪い		督促を受けた ことがない		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	388	100.0%	75	19.3%	68	17.5%	1	0.3%	-	0.0%	184	47.4%	60	15.5%
漁獲	143	100.0%	24	16.8%	22	15.4%	-	0.0%	-	0.0%	73	51.0%	24	16.8%
養殖	230	100.0%	46	20.0%	44	19.1%	1	0.4%	-	0.0%	104	45.2%	35	15.2%
3湖沼	15	100.0%	5	33.3%	2	13.3%	-	0.0%	-	0.0%	7	46.7%	1	6.7%

問2 回答した内容についての照会・確認があった際の事務局の態度は、いかがでしたか。

	計		良い		どちらかといえば 良い		どちらかといえば 悪い		悪い		内容確認がなかった		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	388	100.0%	81	20.9%	71	18.3%	1	0.3%	-	0.0%	123	31.7%	112	28.9%
漁獲	143	100.0%	32	22.4%	25	17.5%	-	0.0%	-	0.0%	48	33.6%	38	26.6%
養殖	230	100.0%	43	18.7%	45	19.6%	-	0.0%	-	0.0%	71	30.9%	71	30.9%
3湖沼	15	100.0%	6	40.0%	1	6.7%	1	6.7%	-	0.0%	4	26.7%	3	20.0%